

第二バチカン公会議に学ぶ

司牧者の立場から公会議を読み解く



司 教

パウロ 糸永 真一

目 次

第一部 教会の自己刷新

「信仰年」告示の意味を考える	1
キリスト教一致祈祷週間とその背景	4
祈りに込められた「教会一致」への思い	7
教会における「司教職」について	10
教会はキリストにおける秘跡	13
教会における信徒の品位と使命	16
公会議のキリスト中心主義	19
教会は旅する神の民	22
第2バチカン公会議の典礼改革	25
教会の象型であるマリア	28
幼児洗礼の重要性とそのあり方	31
信徒固有の使命とは何か	34
福音宣教の最前線：小教区	37
信徒使徒職の組織化について	40
キリスト教的教育に関する宣言	43

第二部 教会と現代世界

人類に語りかける教会	46
人類に奉仕する教会	49
信教の自由に関する宣言	52
結婚と家庭は神が定めた制度	55
公会議は経済について語る	58
教会は文化について語る	61
教会は政治について語る	64
第2バチカン公会議の平和メッセージ	67
無神論に対するキリスト者の挑戦	70
不可知論とキリスト教	73

はじめに

教皇ベネディクト 16 世は昨年、すなわち 2011 年 10 月 11 日付の自発教令『信仰の門』をもって、2012 年 10 月 11 日から翌 2013 年 10 月 24 日の「王であるキリスト」の祭日までの一年間を「信仰の年」にすると告示された。その理由として、「信仰の深刻な危機」を挙げ、またその目的を第 2 バチカン公会議に立ち帰って信仰を刷新することとされた。

教皇の勧めに従い、わたしは、昨年暮れから約半年間、第 2 バチカン公会議の公文書を読み、過去 50 年の司牧経験を振り返りながら、公会議の意味をあらためて考察し、気付いたことを小論にまとめ、折々にインターネットを通して公開してきた。

今それをまとめて一冊の本にして多くの方々に読んでいただくことにした。そこで、かつてわたしが広報委員長の頃、秘書として協力してくれた神父を通してお願いしたところ、幸いに、サンパウロのご厚意により、わたしの望みが叶えられることになり、こんなに嬉しいことはない。お二人に心から感謝している。

第 2 バチカン公会議は、過去 2000 年に及ぶ教会の歴史を総括すると同時に、新しい時代に対応すべき教会の使命を考察した。公会議の成果は、教皇をはじめ公会議教父たちの努力はもちろんであるが、これを導いた聖霊のたまものであり、半世紀後の今読んでも、人知を超えた神の英知をそこに読み取ることができる。

拙文がそれを十分に表現し得たとは決して思わないが、公会議の真意を測り知る手がかりになればと願っている。

「信仰年」 告示の意味を考える



教皇ベネディクト 16 世は、さる 10 月 11 日付の自発教令 (Motu Proprio) 『ポルタ・フィデイ・Porta Fidei』(信仰の門) によって、来年、すなわち 2012 年 10 月 11 日から 2013 年 10 月 24 日の「王であるキリスト」の祭日

までの一年間を「信仰年」(Annus Fidei) にすることを早々に告示された。

この「信仰年」は、「第 2 バチカン公会議開幕 50 周年」とこの公会議の「真正な実り」である『カトリック教会のカテキズム』発布 20 周年を記念するものであると教皇は言われる。それにしても、この時に「信仰年」を開催する意味は何であるのか。教皇は言われる。それは、今の時代が「信仰の深刻な危機」にあるからだ。したがって、この深刻な信仰の危機を乗り越えるために、あえてこの機会をとらえて信仰の門のくぐり直しを図り、合わせて新しい福音宣教に弾みをつけたいというのが教皇のお考えのようだ。

では、「深刻な信仰の危機」とは何を意味するのだろうか。教皇は言われる。かつてはキリスト教信仰を「社会生活の当然の前提」と考えられてきたが、いまや「この前提は当然のものではなく、しばしば公然と否定されている」と。この表現を見れば、教皇はたぶんヨーロッパにおけるキリスト教文化の衰退と世俗化の進行を指しておられるのではないか。その証拠に、現在もなお教会を離脱する信者が絶えないことをお意味しよう。先日のわが

国の一般新聞でも、教皇のドイツ訪問に異議を唱える動きとか、オーストリアにおける大量の信者の教会離脱とかが報じられた。こうした信仰の危機的状态は、アメリカや日本など、経済先進国においても、大かれ少なかれ適合するものであろう。わが国における司祭・修道者の召命の減少傾向などはその証拠と言えるのではないか。

こうした信仰の危機を克服するために何が大切なのだろうか。この点、教皇は第2バチカン公会議による信仰の刷新のことを考えておられるようだ。第2バチカン公会議は、周知のように、新しい教義の宣言ではなく、聖書や聖伝に立ち返って信仰の原点に立ち、溜まった長年の垢を洗い落として教会を刷新すると同時に、新しい時代に開かれた教会にするために開催され、見事にその成果を収めたと考えられている。人類の発展の歴史とともに歩いてきた教会は、時として世俗の悪弊に染まり、宗教裁判や異教征伐など、暴力に与したことや、地上的な支配や権力にこだわったこともある。教皇は、さる10月17日、諸宗教指導者たちを迎えて行われたアシジの「平和祈祷集会」で、「歴史の中で、キリスト教信仰の名によって暴力が行使されたこともありました。わたしたちはそのことを大きな恥辱とともに認めます」と言われたが、第2バチカン公会議において教会は、過去の一切の過ちを反省するとともに、福音に基づいたより純粋なキリストの教会として新しい歩みを始めたのである。

従って、信仰の危機を乗り越えるためには、教会全体が第2バチカン公会議に立ち返り、その教えと方針を正しく学び直すことによって「信仰の門」をあらためてくぐり直さなければならない。

信仰の門をくぐるとは、人間の視点から神の視点への転換を意味する。オーストリアにおける大量の信者の教会離脱を伝えるニュース記事の中で、彼らは幼児洗礼の後、信仰教育もなければ教会生活もなかったこと示唆していた。信じる内容を理解しない信

仰は無意味である。聖アウグスチノは、「信じるために理解しなさい。理解するために信じなさい」（「説教」43, 7-9）と言ったという。

そこで教皇は「信仰年」のための指針として、「真の信仰告白とその正しい解釈に関して、時代が深刻な困難に遭遇していることを意識して、『カトリック教会のカテキズム』のうちに体系的かつ有機的にまとめられた信仰の根本的内容を再発見し、研究するための真摯な努力を行わなければなりません」と勧めておられる。「信仰年」のもう一つの指針として、教皇は「キリスト教信仰を伝える新しい福音宣教」に言及しておられるが、第2バチカン公会議が教えた信仰こそが新しい福音宣教の内容であり、また、世界に開かれ、すべての文化や宗教を包括する公会議の対話路線こそ、新しい福音宣教の方針でなければならない。

そういう意味で、信者にとって、迎える新しい年の一年の計は、第2バチカン公会議の教えと、その実りである『カトリック教会のカテキズム』の学習に取り掛かることではないかと思う。このカテキズムの学習は、大冊ゆえに時間がかかり、片手間では間に合わないからである。

([折々の想い 2011/12/25](#))

キリスト教一致祈祷週間とその背景

キリスト教界では毎年、1月18日から25日までの一週間を「キリスト教一致祈祷週間」と定め、世界各地で実施している。同じキリストを唯一の救い主と信じながら分裂している教会の一致回復を求める「祈祷週間」の意義とその背景を概観してみたい。

「キリスト教一致祈祷週間」は、1908年、聖公会よりカトリックに改宗したアトンメント

会の創立者パウロ・ワトソン師によって始められたもので、その後教皇ピオ10世の認可を受け、1918年、ベネディクト15世の教令によって全世界に広げられたとされるが、その背景には、キリスト教分裂のいやしがたい痛みがあり、一致回復には神の助けが必要であるとの確信がある。

周知の通り、キリスト教の究極の目的は罪によって分裂し四散した人類の一致回復である。キリストは「散らばっている神の子らを一つに集めるために」（ヨハネ11,52）に死んで復活したのであり、人類に対する神の計画は、「すべてのものを、キリストを頭として一つに結び合わせる」（エフェゾ1,10）ことであり、「どうか信じるすべての人を一つにしてください」（ヨハネ17,21）という祈りがキリストの「司祭的祈祷」の悲願であった。

しかし、キリストが打ち立てた教会は、初めのころからたえず異端や分裂に悩まされてきた。中でも決定的なのは、11世紀にお



ける東西教会の分裂と、16 世紀のいわゆる宗教改革による分裂で、今なお教会が抱える耐え難い矛盾であると同時に、宣教における最大の障害ないし躓き（つまずき）になっている。この分裂の痛みは、プロテスタント各派が世界宣教に立ちあがった 19 世紀になって痛切に意識され、こうして一致運動がはじまった。19 世紀末ごろからは教皇レオ 13 世をはじめ、目覚めた司祭らによってカトリック内部でも一致運動が次第に高まった。一致を説きながら分裂している現状は全くの自己矛盾だからである。

分裂しているキリスト教の一致を目指す世界的運動は「エキュメニカル運動」または「エキュメニズム」(Ecumenism) と呼ばれる。この語は「人の住んでいる世界」を意味するギリシャ語の「オイクメネ」(Oikoemene) から来るが、現在、エキュメニズムという言い方は、キリスト教の全面的かつ完全な一致を目指す活動全体に限定して使用されている。

エキュメニズムの理念と方針を決定づけたのは、いうまでもなく第 2 バチカン公会議(1962-65)である。教会の浄化刷新と現代化を目指した公会議は、これを召集した教皇ヨハネ 23 世の熱い思いに従い、重要な課題としてエキュメニズムについて研究討議し、その成果は『エキュメニズムに関する教令』(Unitatis : 一致回復) に凝縮された。こうして、幾世紀にもわたって続いてきた対立と非難応酬の歴史に終止符が打たれたのである。

分かれたキリスト教諸教会並びに諸教団に対するカトリック教会の態度を 180 度転換させたこの重要な教令は、3 部に分かれ、第一部エキュメニズムのカトリック原理、第 2 部エキュメニズムの実践、第 3 部分かれた諸教会と諸集団、である。ここでは、要点だけを指摘しておこう。

まず、キリスト教の分裂には双方の過失があったことを認め、謙虚な反省とゆるし合いが必要である。次に、分かれた諸教会、諸集団の中に真正なキリストへの信仰があり、救いがある。それ

ゆえ、これらの諸教会や諸集団そのものが「救いの機関」であると認められなければならない。カトリック教会は分かれているキリスト教信者を兄弟として受け入れ、抱擁する。現在の分かれた兄弟たちに分裂の責任はないが、しかし、現実には分裂状態にあり、諸教会や諸集団には教義、典礼(秘跡)、位階制度等において違いがあり欠けたところもある。したがって、安易な妥協ではなく、主キリストが望まれた真の目に見える教会一致を実現するために、共通の基盤である聖書に基づく対話、研究、祈り、共同活動等を通して、辛抱強く努力しなければならない。

このようなカトリック教会の歴史的エキュメニカル決断は、分かれた兄弟たちからもおおむね好意的に受け入れられて、世界各地で、多様な仕方や組み合わせをもって「エキュメニカル運動」が展開され、聖書の共同訳など種々の成果もすでにみられる。そうした中でエキュメニズムの支えであり象徴でもあるキリスト教一致祈祷週間は、1968年以來、「世界教会協議会」(WCC)と「教皇庁キリスト教一致推進評議会」との共同でテーマとプログラムが編纂されており、わが国では、日本キリスト教協議会とカトリック中央協議会との共同でこれが翻訳され、祈祷週間の「しおり」(写真)が毎年発行されている。今年も、エキュメニズムの重要性の認識とともに、祈祷週間のより一層の熱意と広がりが期待される。

([折々の想い 2012/1/15](#))

祈りに込められた「教会一致」への思い



キリスト教一致祈祷集会

前回は、「キリスト教一致祈祷週間」とその背景について述べたが、それに続いて、カトリック教会が典礼の中で祈っている「教会一致を願う祈り」について二つの例を取り上げて見たい。聖

金曜日・主の受難の典礼の中の祈祷と、毎日のミサにおける「教会一致を求める祈り」である。

前者については、第2バチカン公会議の『エクメニズムに関する教令』を解説したP. ネメシェギ神父の言葉が適切なので、少々長いがそれを引用しておこう。

——カトリック教会では、毎年聖金曜日の荘厳な典礼の中で、種々の人々の上に神のいつくしみを願い求める共同祈願を唱えている。数年前（筆者注・第2バチカン公会議前）まで唱えられていた中世に作成された祈願のうちに、次の祈りがあった。「異端者、離教者のためにも祈ろう。わが神なる主がかれらを 謬説より救い、聖なる母である使徒継承の公教会に呼びもどしたまわんことを。すべての人を救い、ひとりも亡びるを望みたまわぬ全能永遠の神よ、悪魔のわなにたぶらかされた靈魂のうえに御目を投げたまえ。かれらが異端の悪を捨て、迷った心を改め、主の一致に帰るようはからいたまえ」。

第2 バチカン公会議の開催中にこの祈りは次のように変えられた。「キリストを信ずるすべての兄弟のために祈りましょう。われらの主なる神が真理を行おうとするこの人たちを主の唯一の教会に集め、そしてお守り下さいますように。全能にして永遠なる神よ、主は散らばりたるものを、ひとつに集めたもう。されば主のおりの羊らをかえりみたまえ。しかして唯一の洗礼によりて聖とされたるかれらを、また全き信仰と愛のきずなによりてひとつに結びたまえ」と。

これら新旧二つの祈りを比較すると、両者の間に顕著な相違のあることがわかる。古い祈りには「異端者」、「離教者」という語があったが、新しい祈りではそれが「キリストを信ずるすべての兄弟」に変わった。古い祈りでは「悪魔のわなにたぶらかされた靈魂」であり、「迷った心」の持ち主であるとされたものが、新しい祈りでは「洗礼によりて聖とされたもの」、「真理を行おうとする人たち」と呼ばれている。古い祈りではかれらが「謬説より救われ」、カトリック教会に「呼びもど」されることを祈り求めたが、新しい祈りではかれらが「唯一の教会に集め」られ、「全き信仰と愛のきずなによりてひとつに結ば」れることを祈り求めている。新しい祈りも古い祈りと全く同じように、キリスト者の分裂に対する教会の心の痛みを表している。新しい祈りは、分かれたキリスト者に対する教会の全く新しい態度を表しているといっただろう。教会は今もなおキリスト者の間に存在している多くの点での不一致を決して忘れてはいないが、洗礼やキリストに対する信仰によってすべてのキリスト者がすでにある意味で一致し、したがってキリストにおいて兄弟であることを確信している。教会はさらに、分かれたこれらの兄弟たちも善意あるキリスト者であり、したがって神のみ旨を行おうとする人々であることを、確信をもって主張している。しかしこのような新しい見解は、すべてのキリスト者の完全な一致に対する教会の熱望を冷却することはない。かえって教会は、他のキリスト者たちを、遠く離

れた関係の薄い人々とは見ずに、分かれた兄弟と見ることにより、そのような分かれた状態に絶えず心の痛みを覚えているのである。カトリック教会はもはや「われわれのもとへ帰れ」というような独善的な態度を示すことはなく、キリスト者の一致のために、自分の改革に勇気をもって着手し、将来すべてのキリスト者たちが、その中でころよく交わりうるような、キリストの福音にいつそう忠実な教会の姿を形成するよう努力している——（公会議解説叢書（2）『世界に呼び掛ける教会』・中央出版社・現サンパウロ・1968）。

この解説文には、教会一致に賭けるカトリック教会の熱意のほどが見事に語られており、その祈りの心も余すところなく語られている。そしてこの祈りの心は、ミサの「交わりの儀」で、主の祈りとその副文の後に唱えられる「教会の平和を願う祈り」にも込められている。すなわち、「主イエズス・キリスト、あなたは使徒に仰せになりました。『わたしの平和をあなたがたに残し、わたしの平和をあなたがたに与える』、わたしたちの罪ではなく教会の信仰を顧み、おことばのとおり、教会に平和と一致をお与えください」と祈る。この祈りにある「罪」とは教会分裂の罪でもあることを思い、同じ信仰に生きる分かれた兄弟たちとの平和と一致も願われていることを忘れないようにしたい。

[\(折々の想い 2012/1/25\)](#)

教会における「司教職」について

わたしは先月、司教叙階 42 周年を迎えた。今は引退の身だが、第 2 バチカン公会議終了後に司教に叙階されたので、公会議が「司教職」について何を教えたか、その開幕 50 周年でもあるので、あらためて振り返ってみたい。

司教職については、当初、第 1 バチカン公会議(1869-70)で取り扱う予定であった。しかし、政治的混乱で公会議が続行不可能になったので、教皇の首位権や不謬性について決議した



公会議の司教たち

だけで閉会し、司教職の問題は積み残されてしまった。そこで、第 2 バチカン公会議(1962-65)においてあらためて詳しく検討されたのである。

ではなぜ、司教職についての公会議審議が必要になったのか。それは、教会創立以来 2000 年、司教職は「神の制定によって使徒の後継者」としてその任務を果たしてきたのであるが、その地位や権能はどこからどのように授けられるのか、必ずしも明確ではなかったからである。それまで、選ばれた者は教皇の按手によって聖霊が授けられ、司教として聖別されていた。したがって、司教の祭司職 (sacerdotium) は司祭としての叙階の秘跡から来るが、その教導権や裁治権は教皇から与えられるものであって、叙階の秘跡から来るものではないという説もあった。つまり、司教聖別は、司祭叙階の本質的付加ではなく、単に名誉的なもの」と考えられていたのである。たとえば、旧教会法典を見ると、叙

階の秘跡は司祭と助祭の叙階のためであって、司教の叙階については記述がない。

そういうわけで、第2バチカン公会議においては、司教聖別の「秘跡性」が議論の焦点となった。そして、長く厳しい討論の後、司教聖別は「秘跡である」と決議された。公会議は述べる。「聖なる教会会議（公会議）は、司教聖別によって叙階の秘跡の充満、すなわち教会の典礼の慣習と聖なる教父たちのことばによって最高の祭司職、聖職の総括と呼ばれている充満が授けられることを教える」（教会憲章 21）。

ここに言われる「叙階の秘跡の充満」とは、叙階の秘跡が授ける権能のすべてが完全に与えられるという意味である。つまり、「叙階の秘跡による職階（ordo）は、司教職、司祭職及び助祭職であり」（新教会法典第 1009 条）、その最高職である「司教職」が司教聖別によって司教に授けられるのである。この意味で、司祭の祭司職は限定的なものであって叙階の秘跡を授ける権能はないが、司教は助祭、司祭を叙階する権能を持つばかりでなく、司教を叙階する務めもあるとされたのである（同上 21 参照）。今ではわが国でも、司教たちによる司教叙階式が各地で見られる。

公会議はさらに言う。「司教聖別は、聖化の任務とともに、教える任務と治める任務をも授ける」（同上）。つまり、諸秘跡を授ける聖化の任務ばかりでなく、教える任務（教導職）と治める任務（裁治職）も司教聖別の秘跡から、つまりキリストから直接来る「固有、本来、そして直接の（*propria, ordinaria et immediata*）権能であって、教皇を介してではない。そういう意味で、司教は教皇の任命（*missio canonica*）によって選ばれるが、しかし司教は「教皇の代理者とみなしてならない」（教会憲章 27）と言われる。

ただし、「後者の任務（すなわち教える任務と治める任務）はその本性から、司教団体の頭ならびにその構成員との位階的交わ

りの中でしか行使できない」(同 21)。ここに、司教聖別の「秘跡性」とともに司教職の「団体性」(Collegialitas) が指摘されている。公会議は、「主の制定によって、聖ペトロと他の使徒たちとが一つの使徒団体を構成していると同様の理由で、ペトロの後継者であるローマ教皇と使徒たちの後継者である司教たちとは、互いに結ばれている。秘跡的聖別の力により、また司教団体の頭ならびに構成員との位階的交わりにあずかることによって人は司教団の一員となる」(同上)。

このように、司教職の「秘跡性」と「団体性」の教義が「信すべき教え」(Doctrina Fidei) として確定したことによって、教皇を頭とし頂点とする「教会の位階制度」(ヒエラルキー) が神学的、教義的に確立されたのである。そしてこの位階制度の確立は、16世紀における宗教改革に対する反宗教改革、すなわちカトリック教会の自己改革が、トリエント公会議(1545-63)、第1バチカン公会議を経て、第2バチカン公会議によってようやく完結したことを意味し、キリスト教一致を目指すエキュメニカル対話におけるカトリックの立場を明確にする。何よりも、キリストの救いの業を引き継ぐ「一、聖、公、使徒的」教会の指導体制をあらためて強化するものであり、画期的なことであった。

([折々の想い 2012/2/10](#))

教会は「キリストの秘跡」



公会議に参加した日本司教団

周知の通り、第2バチカン公会議は、異端排斥や教義宣言を目的とした過去20回の公会議とは違って、「教会の本性と使命」を明らかにすることを目的とする、「司牧的な」公会議であった。その成果は特に「教会に関する教義憲章 *Constitutio Dogmatica de Ecclesia*」(略して『教会憲章』)の中に表れている。

教会憲章の中でもその第1条は、教会の本質と普遍的使命を端的に総括している。次の引用はその全文である。

「キリストは諸国民の光 (*Lumen Gentium*) であるから、聖霊において参集したこの聖なる教会会議は、すべての造られたものに福音を告げることによって(マルコ 16, 15 参照)、教会の面上に輝くキリストの光をもってすべえの人を照らすことを切に望む。教会はキリストにおけるいわば秘跡、すなわち神との親密な交わりと全人類一致のしるしであり道具であるから、みずからの本性と普遍的使命とを、これまでの公会議の教えを守りつつ、その信

者と全世界とに、より明らかに示そうとするのである。現代の状況は教会のこの義務をいっそう緊急なものにしている。それは社会・技術・文化の種々のきずなによって今日、より強く結ばれているすべての人が、キリストにおける完全な一致をも実現すべきだからである」(教会憲章 1)。

ここで重要なのは、「教会はキリストのいわば秘跡 (veliti sacramentum)、すなわち神との親密な交わりと全人類一致のしるしであり道具である」という一節である。ここで教会とは、「父と子と聖霊の一致に基づいて一つに集められた民」であると同時に、位階制度をもつ見える集団である教会を意味するが、その教会は、実は見えないキリストの見えるしるしかつ道具なのだ、と言っている。だから、教会が秘跡であるというのは、教会の本性と使命が「秘義」であり、見えない部分に教会の真実があることを示している。

第2 バチカン公会議の実りの一つである『典礼憲章』は、教会の秘跡性について次のように言う。「十字架上に眠るキリストの脇腹より、たえなる秘跡(mirabile sacramentum)である全教会が生じたのである」(典礼憲章 5)。だから、教会が秘跡であるのは十字架のキリストから生まれたからであり、キリストの業を引き継ぐからである。換言すれば、キリストは聖霊を通して教会の中に生きておられ、教会を通して救いのわざを続けておられるという意味である。教会はキリストの恵みの効果的しるしなのである。

次に、ここに言われる「神との親密な交わりと全人類一致」とは、キリストのあがないの結果のことであり、この「神との一致、人類との一致」の実現こそ、秘跡である教会のただ一つの使命であり、目指す目的である。キリストは「散らばっている神の子らを一つに集めるために」(ヨハネ 11, 52) 死んだのである。公会議は、この教会の使命が緊急を要するものであることを強調して、「現代の状況」は、物質文明の発達によって世界は一つに結ばれ

ているという。人類一致に魂を入れる教会の出番が来ているとの認識であろう。

このように、第2バチカン公会議は教会憲章の冒頭において、教会の本質が「キリストの秘跡」であるとその秘義を示し、その使命が、自らの面上に輝くキリストの光をもって世界を照らし、人間を神との一致、全人類の一致に導くという、世界的使命であることを示したのである。第2バチカン公会議の他のすべえの教えは、この二点に集約することができる。だから、わたしたちが第2バチカン公会議を振り返るときは、信仰の心をふるい起して、キリストを中心とする教会の秘義に注目し、これを実感することが大切である。

同時に、このような教会の秘跡性と使命は、信徒、修道者、聖職者の別を問わず、各自、その身分と役割に応じて、個人で、または共同で、遂行するのである。たとえば、教会憲章の次の言葉を想起しよう。「キリストのからだの建設に関するすべての信者に共通の尊厳と働きの点では、すべての人は真に平等である」

(n. 32)。また、世俗に生きている信徒固有の使命については、「信徒によらなければ教会が地の塩となりえない場所と環境において、教会を存在させ活動的なものとするのが、特に信徒に与えられた使命である」(n. 33)と述べる。信者はどこにいても、つねにキリストの秘跡、すなわち「キリストのしるしかつ道具」なのである。

([折々の想い 2012/2/25](#))

教会における信徒の品位と使命

第2バチカン公会議（1962-65）は教会憲章第4章において、教会を構成する「信徒」の地位と役割の見直しを行なって、聖職者や修道者に比べて「信徒は二流の信者である」という誤解を解き、信徒本来のあるべき姿を浮き彫りにした。



奉納の儀と信徒

その中から、ここでは「信徒の品位」、「信徒固有の使徒職」、そして「信徒の共通祭司職」の三点に絞って簡潔に述べてみたい。

1 信徒の品位（尊厳）

公会議は、信徒の召命と使命は世俗において使徒職を果たすことであるとして、「信徒の独自の召命は、現世的な事からに従事し、それらを神に従って秩序づけてゆくことによって神の国を追求することである」（教会憲章 31）と言う。そのうえで、世俗に生きて使命を果たす信徒は、聖職者や修道者と同じ品位

（Dignitas: 尊厳とも訳される）に召されていると言う。聖職者も修道者も信徒も、同じ洗礼によってキリストに結ばれ、一つの神の民を形成するからである。

そのうえ、「すべての信者に共通の尊厳と働きの点ではすべての人は真に平等であり」（同上）、「牧者とその他の信者は共通の必然関係をもって互いに結ばれているのであるから、その差異それ自身の中に結合が含まれている」（同上）と述べる。こうして、

聖職者、修道者、信徒というように身分とその固有の使命においては異なっているが、教会において同じ品位、同じ責任を平等に分ち合っているのである。

2－信徒固有の使徒職

「信徒は世俗にあつて神の国を追求する者」と上に言われたが、その信徒の使徒職は固有のものか、それとも聖職位階から委任されたものか、ちょっとした議論が続いていた。教皇ピオ 11 世（在位 1922-39）の時代に推進された「カトリック・アクション」は「聖職位階の使徒職への信徒の参与」と定義され、そこに言われる「参与」と訳されたラテン語 Participatio の意味が問われて、信徒の使徒職は信徒固有のものかどうかで疑問が生じたからである。

これに対して公会議は、信徒の使徒職は洗礼と堅信の秘跡によってキリストから直接授けられたもので、信徒固有の使徒職であると明確に述べた。そのうえで、「信徒によらなければ教会が地の塩となり得ない場所と環境において、教会を存在させ活動的なものとするのが特に信徒に与えられた使命である」（教会憲章 33）と述べ、信徒使徒職の主要な任務は世俗において教会の使命を果たすことであると説明された。

3－信徒の共通祭司職

世俗における使徒職に召された信徒の役割は、預言者・祭司・王であるキリストの三つの使命に与るものとされるが、ここでは特に祭司職を取り上げる。教会憲章が「信徒の祭司職」について教えた時、多くの人が「信徒も司祭である」と勘違いして、疑問が広がった経緯がある。叙階の秘跡を受けて司祭になった神父さんたちの司祭職と信徒の司祭職とはどのように違い、どのように同じなのか。わが国の司教団は、この混乱を避けるために、それまで司祭職と訳されているラテン語 Sacerdotium を「祭司職」と

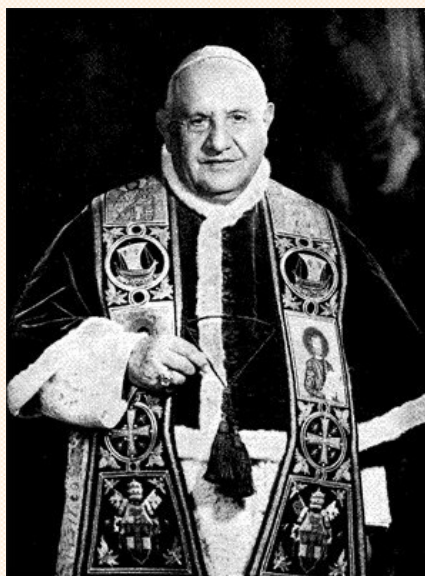
訳し直し、司祭と祭司職を区別した。そこで公会議の教えはこうなる。司祭も信徒も同じ「キリストの祭司職」にあずかるのであるが、叙階の秘跡による祭司職は「位階的（奉仕的）祭司職」（Sacerdotium Ministeriale）であり、信徒の祭司職は洗礼・堅信の秘跡によるすべてのキリスト者に授けられる「共通の祭司職」（Sacerdotium Commune）であって、両者は本質的に異なる。

公会議は信徒の祭司職を次のように説明する。「信徒たちが、すべての仕事・祈り・使徒的活動・結婚生活・家庭生活・日々の労苦・心身の休養を聖霊において行い、なお生活の煩わしさを忍耐強く耐え忍ぶならば、これらのすべてはイエス・キリストを通して神によみせられる霊的いけにえとなり、聖体祭儀の執行において主のからだの奉献とともに父に敬謙にささげられる」（教会憲章 34）。

このように、信徒祭司職の行使は、信徒の主日ミサ参加義務の本質であり、典礼憲章に言う「意識的・行動的典礼参加」（典礼憲章 10）の基本である。このように、世俗と聖体を結び合わせる信徒の共通祭司職の行使があればこそ、聖体祭儀（ミサ）はキリスト教的全生活の「源泉かつ頂点」（同上参照）と言われるのである。

[\(折々の想い 2012/3/10\)](#)

公会議の「キリスト中心主義」



ヨハネ 23 世

「第2バチカン公会議はキリストを中心に置きました」と教皇ベネディクト 16 世は講話の中で述べた（2005 年 11 月 6 日のアンジェルス）。「教会の本性と使命」を問い直した公会議は「キリスト中心主義」（Christocentrismus）に徹したのである。

公会議公文書には「キリスト中心主義」という言葉は見当たらない。ただ、公会議文書を解説した

人々は、異口同音に第2バチカン公会議は「キリスト中心的」と述べる。その根拠は公文書を貫く姿勢もそうであるが、何よりも教皇パウロ 6 世の第二期開会演説にあるという。周知の通り、第2バチカン公会議を召集したのは教皇ヨハネ 23 世であるが、同教皇が 1963 年 6 月 3 日に急逝し、同月 21 日に教皇に選出されたパウロ 6 世は、翌 22 日に公会議続行を告示し、同年 9 月 29 日に開会した公会議第二期冒頭の演説で、自らの公会議指導方針を明らかにした。その中で「公会議の基本原則とその道、目的」について教皇は述べた。

「尊敬する兄弟の皆さん、わたしたちの出発点はどこにあるのでしょうか。わたしたちには神の法以外に従わなければならない道があるのでしょうか。また、わたしたちはどのような目標を置かなければならないのでしょうか。その答えはキリストであります。キリストはわたしたちの出発点であります。キリストはわた

したちの指導者であり、道であります。キリストはわたしたちの希望であり目標であります」

教皇のこの指摘のままに、第2バチカン公会議はキリスト中心主義を貫いた。たとえば、教会憲章において、教会はキリストの秘跡であり、キリストの秘義を表すしるし、そしてキリストの秘義を実現するための生きた道具であることを宣言し、公会議が目指した「教会の本性と使命」があくまでもキリストのもとにあることを明らかにした（教会憲章1参照）。そして、教会の秘義については、教会は十字架上に眠るキリストの開かれた脇腹から生まれたと述べた後、「キリストは世の光であって、われわれはかれから出、かれによって生き、かれに向かって行くのである」（同3）と述べる。

また、典礼憲章においては、教会の全活動の「源泉であり頂点である」典礼は、あらゆる時と所において、キリストの秘義（Mysterium Christi）を記念し現在化する」ものであることを明らかにする（典礼憲章2参照）と同時に、典礼歴年においては、キリストの秘義を、一年を通して順序よく記念することを中心軸として、その周りに聖母マリアと使徒たち、そして諸聖人の祝日や記念を配置するなどの典礼改革を行った。

さらに、公会議後の司教シノドス第4回総会(1977)に基づいて出された「要理教育に関する使徒的勧告」において、ヨハネ・パウロ2世は、「キリスト中心的」(christocentrica)、「キリスト中心主義」(christocentrismus)という語をそのまま用いて、「シノドスの第4回総会は、たびたびすべての正しい要理教育がキリスト中心的であることを強調した」と、次のように指摘した。

「要理教育のキリスト中心性は、それによって自分あるいはほかの教師の教えを伝えようとするものではなく、キリストの教え、すなわちキリストがわたしたちに知らせる真理、あるいは、もっと正確に言うなら、キリストそのものである真理を伝えるところ

にある」(『要理教育に関する使徒的勧告』6)。ここにいう「キリストの真理」とは、公会議が言う「キリストの秘義」に他ならない。教会は、父なる神の計画に従って人となられたキリストが語りかつ行ったすべての言葉とわざを「キリストの秘義」という一語で総括している。

以上のように、第2バチカン公会議もその後の教会も「キリスト中心主義」を一貫して歩んでいる。それは、わたしたち一人ひとりのキリスト者も、その生活のすべてにおいて「キリスト中心」であなければならないことを意味する。聖パウロがいうように、キリスト信者は、信仰と洗礼とをもって「キリストに結ばれた聖なる者」(フィリッピ 1, 1) であり、「生きているのは、もはやわたしではなく、キリストこそわたしのうちに生きておられる」(ガラテア 2, 20) ことを忘れず、「すべてを頭であるキリストのもとに一つに集める」(エフェゾ 1, 10 参照) 終末の日のキリストの国の完成を待望しつつ、それぞれの召命の場において、キリストの秘義を言葉と行いをもって証しするのである。

([折々の想い 2012/3/25](#))

教会は「旅する神の民」



ミサに集まった神の民

教会は「神の民」であり、しかも「地上を旅する」神の民であるという、第2バチカン公会議（1962-65）の教えを聞いた時、多くの人が新鮮な驚きを覚えた。長い間忘れていた教会のイメージがそこにあったからである。

20世紀になって、見える制度としての教会の認識から、見えない秘義としての教会への関心が高まる。初めて出てきたのが聖パウロの書簡から「キリストの神秘体である教会」という教えで、ピオ12世の回勅『*Mystici Corporis*』（1943）で普及した。そして第2バチカン公会議は、教会の本性を現す最も適切であるとの判断から、「神の民」という表現をもって教会を定義したのである。

公会議は「神の民」の起源について述べる。「いかなる時代にも、いかなる民族においても、神をおそれ正義を行う人はすべて神によみされている（使徒行録 10, 35 参照）。しかし神は人々を個別的に、全く相互の連絡なしに聖とされ救われることなく、かれらを、真理に基づいて神を認め忠実に神に仕える一つの民と

して確立することをよしとされた」(教会憲章 9)。そこで神は、旧約における神の民を通して準備したのち、キリストの血による新しい契約に基づいて、「肉に従ってではなく霊において一つに結ばれた民、神の新しい民となるように、ユダヤ人と異邦人のうちから一つの民を召集した」(同上)。

公会議は続いて言う。この新しい神の民の「頭」は「キリスト」である。この民は、聖霊に生かされて「神の子らの品位と自由」を共有している。そして、この民の「おきて」は「キリストの愛」である。さらに、この民の「目的」は「神の国」であり、この神の国は、「神自身によって地上に始められたが」、「世の終わりに」「神によって完成される」(同上)。

この神の民はまた、「現実にはすべての人を含まず、またしばしば小さな群れのように見えるが、それは全人類にとって、一致と希望と救いの堅実な芽生えである」(同上)。つまり、神の民はすべての民族や国家や文化を超える普遍的な存在であり、したがってすべて地上の国民や民族、そして文化を包含して「多様性の中に一致」を実現するのである。人々が切に願う世界の一致と平和は最終的には神の民の中に実現する。したがって、この民は「すべての人のあがないの道具(秘跡)として、全世界に派遣されている」(同上)のである。

このような神の民が、すなわち教会である。もともと旧約聖書がギリシャ語に翻訳されたとき(70 人訳)、ユダヤ人の *qahal* を *ecclesia* と訳したが、日本語で「教会」と訳されている *ecclesia* という語は、「神に従い、神との契約を更新し、神の望みを行うために神によって呼び集められた神の民」という意味であったという。そこで公会議は言う。「神は、救いの作者であり、一致と平和の源であるイエズスを信じ仰ぐ人々を一つの集団に集めて、教会を設立した。それは、教会が、すべての人と個々の人にとって、救いをもたらす一致の見える秘跡となるためである」(同上)。

さらにもう一つ、主キリストのもとに呼び集められた神の民は、「誘惑と試練」(教会憲章9)の中で、主が来られるまで地上を旅している、という公会議の指摘は新鮮であった。教会は地上の国に属せず、天上の国に属している。地上における神の民はいわば他国人(パロイコス)であり、巡礼の旅路にある。公会議以前には、地上の教会は「戦う教会」(Ecclesia militans)であると教えられていたが、公会議においてこの表現は消え、代わりに「旅する教会」という表現が現れたのである。しかし、だからと言って地上の教会から「戦い」が無くなったわけではない。

人間を神から引き離して自らの権力下に引き込もうとする悪魔とその勢力は依然として活発である。今や強欲資本主義とも呼ばれる拝金主義や、神のいない虚しい「霊性」(Spirituality)の中に安らぎを求めるニューエイジや類似の運動は盛んである。人間をして「神も仏もない」と言わしめるような天災や人災も絶えることがない。だから教会の霊的な戦いは最後まで終わることがない。

一方、公会議は、「敵を愛し、迫害する者のために祈れ」(マタイ5,44)と命じたキリストに従い、人間との一切の戦いをあらためて放棄し、対話路線へと転換した。多くの厳しい試練や誘惑の中で、神の民はすべての人間を呼び集えながら神の国の建設に励み、終末におけるその完成を待望して旅を続ける。すべての国民と民族が、そしてキリストへの信仰に至っていない諸宗教を信じる人々や無神論の人々がすべて神の国に招かれており、すべてがキリストへ秩序付けられていることを教会は確信しているからである。同時に、頭であるキリストとその霊が教会に留まり、「肉の弱さの中にある」(教会憲章9)教会を強め、導いて下さることを教会は確信している。主は「わたしは世の終わりまで、いつもあなたがたと共にいる」(マタイ28,20)と約束したからである。

(折々の想い2012/4/10)

第2 バチカン公会議の典礼改革



共同司式ミサ風景

教会の本性と使命をあらためて問い直した第2バチカン公会議(1962-65)は、広範囲の改革を行ったが、その中でも典礼改革はもっとも重要な改革であったといえる。典礼は教会の使命の中心であり頂点をなすものだからである。

はじめに典礼という語の説明を見ておこう。「典礼(liturgia)」という語はもともと『公共の事業』、『公衆による/公衆のための奉仕』を意味する。キリスト教の伝承では、神の民が『神のわざ』に参加することを意味する。典礼によって、わたしたちの救い主であり大祭司であるキリストは、教会の中で、教会とともに、教会を通して、わたしたちの救いのわざを継続されるのである」(『カトリック教会のカテキズム』1069)。

キリストはその死と復活の秘義である「過越の神秘」(Misterium Paschale)によって世をあらがなわれたのであるから、教会の典礼は、「言葉としるし」を通して過越の神秘を記念し現在化する祭儀である。つまり、典礼においてわたしたちの救いが行われるのである。

公会議はこのような典礼の重要性を次のように指摘している。「したがって、典礼は、当然キリストの祭司職の行使と考えられるもので、典礼においては、人間の聖化が感覚的なしるしによって示されるとともに、また、おののしるしに固有な方法で実現される。そしてキリストの神秘体、すなわち、その頭と肢体に

よって、公的礼拝全体が行われるのである。したがって、祭司キリストとその体である教会のわざである典礼祭儀は、すべて、卓越した聖なる行為であって、その効果においては、他のいかなる活動も、同等の理由や程度でこれに匹敵するものはない」（典礼憲章 7）。そこで公会議は言う。「典礼は、教会の活動が目指す頂点であり、同時に、教会のあらゆる力が流れ出る源泉である」（同 10）。

公会議は、「聖なる典礼に関する憲章」（*Constitutio de Sacra Liturgia*—略して典礼憲章）を、公会議の最初の実りとして、1963 年 12 月 4 日に公布した。この日はトリエント公会議閉会（1563 年 12 月 4 日）の 400 年記念の日に当たっていた。つまり、トリエント公会議以来典礼改革はなかったので、400 年ぶりにその機会が訪れたのであり、それは、20 世紀になって活発に行われた典礼運動や教会論、秘跡論の進歩の賜物であると同時に、聖霊の強い働き掛けがあったものと理解されている。

ところで、典礼改革といっても、典礼には、不可変の部分と変化の可能な部分がある。公会議は言う。「キリストを信じる民が聖なる典礼において豊かな恩恵をより確実に得るように、母なる教会は典礼の全般的な刷新を真剣に望んでいる。それは、典礼が神の制定による変更不可能な部分と、変更可能な部分から成り立っているからである。後者は、時代の変遷とともに変更が可能であり、適当でなくなったり、あるいは典礼の本質的な性格に適合しないものが入り込んだ場合には、むしろ変更すべきものである」（典礼憲章 21）。

この変更の最たるものは、ラテン典礼様式における「国語化」であろう。典礼の歴史を見ると、キリスト教を受け入れた民族の言語を中心とする文化において、いわゆる「典礼の様式」が様々な形で形成された。ギリシャ文化圏やエジプト文化圏のほか、ヨーロッパでもガリカ様式やミラノ様式などがある。第 2 バチカン公会

議による典礼改革は主にラテン典礼様式に関するもので、従来のラテン語の使用からそれぞれの国語に変更が可能になった。こうしてわが国でもようやく日本人に理解される日本語の典礼になり、また、跪礼がお辞儀になり、接吻もなくなるなど、さまざまな日本文化への適応がなされたのである。

こうした典礼の刷新がどのようにわが国の教会に恩恵をもたらしたか、第2バチカン公会議開幕50周年を迎える今、あらためて検証する機会がやってきた。何よりもまず、わが国における典礼改革がどのように行われ、また日本の文化にどこまで適応しているかを確認する必要がある。同時に、言葉とするしによって示される見えないキリストの神秘をどこまで認識し信じているか、そして、典礼参加において信徒はどのようにキリストの祭司職にあずかる「祭司的な民」としての自覚と使命感に生きているかが問われなければならない。そのために、典礼教育に関する公会議の次の指摘は重要である。

「母なる教会は、すべての信者が、典礼の挙行への、充実した、意識的な、行動的な参加へ導かれるよう切に希望している。このような参加は、典礼自身の本質から要求されるものであり、キリストを信じる民は、『選ばれた民族、王の祭司職、聖なる民、獲得された民（1ペトロ2,9）として、洗礼によってこれに対する権利と義務をもっている。

聖なる典礼の刷新と促進に当たって、全信徒の充実した、行動的参加に最も留意すべきである。それは、信者が真のキリスト教的精神を汲み取る欠くことのできない第一の泉であり、したがって、司牧者は全司牧活動において、必要な教育を通して熱心にこれを追求しなければならない」（典礼憲章14）。

[\(折々の想い2012/4/25\)](#)

「教会の象型」であるマリア

今年その開幕 50 周年を記念する第 2 バチカン公会議は、教会憲章第 8 章において「神の母・処女マリア」を取り上げ、「マリアは信仰と愛の点で教会の象型、もっとも輝かしい範型である」と新しい称号で呼んだ（教会憲章 53）。

最近あまり唱えられることがなくなった「聖マリアの連祷」には、驚くなかれ、実に 48 の称号ないし呼称が数えられるが、第 2 バチカン公会議によって「教会の象型」と「教会の範型」という新しい二つの称号が加えられた。



聖母子像

1 マリアは教会の象型

「象型」と訳されたラテン語は TYPUS である。「かたどり」といった意味であろう。そこで公会議は言う。「聖なる処女は、神の母となる賜物と役割とによってあがない主である子と結ばれ、特別の恩恵と務めとによって教会とも密接に結ばれている。すなわち、すでに聖アンブロジオが教えたように、神の母は、信仰と愛、そしてキリストとの完全な一致の点で、教会の象型である」（同 63）。

聖マリアは、地上におられた間、神に対する純粋な信仰と愛に生きておられ、また、御子キリストと完全に一致しておられたと、公会議は次のように述べる。「マリアは信じて従い、しかも男を

知らず、聖霊に覆われ、新しいエバとして、古い蛇ではなく、神の使者を少しの疑いの曇りのない信仰をもって信じ、父の子自身を地上に産んだ。マリアは子を生み、神はその子を多くの兄弟、すなわち信者たちの中の長子、とした。マリアはこの兄弟たちを生み育てるために母の愛をもって協力している」(同 63)。

このマリアの信仰と愛、そしてキリストとの一致は、地上の教会の信仰と愛、そしてキリストとの一致を象徴するものである。したがって、教会は聖母マリアの中に自分の姿を映してこれに倣おうと努める。

2ーマリアは教会の範型

「範型」と訳されているラテン語はEXEMPLARである。「モデル」と言い換えてもよいのではないか。公会議は言う。「教会は正當に母とも処女とも呼ばれるが、その教会の秘義の中において、聖なる処女マリアは、処女と母との卓越した独特な範型を示しつつ第一位を占めたのである」(同 63)。そして、次のように説明する。

「教会は、マリアの秘められた聖性を観想し、愛を見習い、父の意思を忠実に果たし、信仰によって受け入れた神の言葉を通して、自分もまた母となる。事実、教会は、宣教と洗礼をもって、聖霊によって懐胎され、神から生まれた子どもたちを新しい不死の生命に産むからである。また教会は処女でもある。すなわち、花婿に誓った忠実を清く完全に守り、自分の主の母に倣い、聖霊の力によって、完全な信仰、堅固な希望、誠実な愛を清い処女のように保つからである」(同 64)。このように、その使命においてもマリアは教会の範型でありモデルである。

3－マリア信心のあり方

ついでに、聖母崇敬の態度に関する公会議の忠告を見ておこう。それは、真の聖母信心を奨励すると同時に、その過不足に注意を促すものである。

「聖なる教会会議はカトリックの教理を熟慮のうえで教え、同時に、教会のすべての子らに、聖なる処女に対する崇敬、特に典礼上の崇敬を熱心に行うよう勧告し、教導職が世々勧めてきたマリアに対する信心業を重んじ、キリストの聖なる処女と諸聖人の像の崇敬について過去において決定された事がらを厳正に守るよう勧告する。

また、神学者ならびに神の言葉を伝える人々に対しては、神の母の独特の尊厳について考察する際、あらゆる偽りの誇張を避けるとともに、過度の心の狭さをさけるよう熱心に勧告する。彼らは聖書、聖なる諸教父、教会博士、教会の典礼を教導職の指導のもとに研究して、すべての真理と聖性と孝愛の根源であるキリストに常に向けられている聖なる処女の役割と特権とを、正しく説明するようにしなければならない。彼らはまた、言葉と行いにおいて、分かれた兄弟と他のすべての人々が教会の真の教えに関して誤りに引き入れられる恐れのあるすべてのことを、注意深く避けなければならない。

信者は、真の信心が、実を結ばない一時的な感情や、一種の空しい軽信の中にあるのではなく、真の信仰から出ることを忘れてはならない。真の信仰は神の母の卓越性を認めるよう我々を導き、われらの母を子どもとして愛し、母の徳を模倣するように我々を励ますのである」（教会憲章 67）。

[\(折々の想い 2012/5/15\)](#)

幼児洗礼の重要性とそのあり方



要理クラスの風景

教会の刷新と現代化を目指した第2バチカン公会議が、典礼刷新の中で幼児洗礼式の改訂を行ったことは重要な出来事であったと云わなければならない。

現代の物質文明の中で

進行する世俗主義を考えれば、幼児洗礼の形骸化は看過できない問題だからである。

結婚の秘跡によって結ばれたキリスト者の夫婦は、新しい生命の誕生において神の協力者である。それは、人の子の生みの親になるだけではなく、神の子(養子)の生みの親になることでもある。しかし、そのための幼児洗礼の儀式は従来、成人の洗礼式を短くしただけであり、幼児洗礼が必要とする信仰教育から切り離されて形骸化する恐れがなかったとはいえない。

そこで第2バチカン公会議は幼児洗礼の重要性と同時に、洗礼を受けた子どもの信仰教育に関する両親および教会共同体の責任を鮮明にするための幼児洗礼式の改訂を指示した。公会議は言う。「幼児のための洗礼の儀式を改訂し、幼児の実状に順応させなければならない。両親および代父母に属する部分と、かれらの義務が、儀式そのものの中で、より明らかにされなければならない」(典礼憲章 67)。

公会議の指示に従って公会議後に改訂された幼児洗礼の儀式書の日本語訳と日本の教会への適応は、1974年5月、日本司

教協議会総会において認可された。それによれば、「幼児洗礼の緒言」の冒頭に「幼児洗礼の重要性」が次の三点に示されている。

(幼児)

1－ここで言う幼児とは、まだ分別がつかず、信仰を自分のものとして表明することのできない者を指す。

(幼児洗礼の習慣)

2－福音を宣教し、洗礼を授ける使命を与えられた教会は、最初の時代から成人ばかりでなく幼児にも洗礼を授けてきた。それは、「人は水と霊によって生まれなければ神の国にはいることはできない」(ヨハネ 3, 5) という主のことばの中に、幼児にも洗礼を拒んではならないことを教会が常に理解してきたからである。幼児は、両親、代父母、参加者一同が宣言する教会の信仰の中で洗礼を受ける。この人々は地域教会を代表するとともに、母なる教会全体を代表しているのである。

(信仰における幼児の成長)

3－幼児は教会の信仰の中で受洗したのであるから、秘跡の意味が実現するために、その信仰の中で育てられなければならない。幼児の受けた秘跡そのものがキリスト教教育の基礎なのである。キリスト教教育は、キリストのうちに示された神の計画を徐々に教え、ついに本人自身が信仰を承認できるように導くことを目標としている。(以上緒言から)

こうして改訂された幼児洗礼の儀式においては、以上の趣旨を表現するために、生みの親の役割と決意、教会共同体の責任が強調されていることは言うまでもない。ここでは、洗礼の秘跡によって始まる幼児のキリスト教教育の実際について言及しておきたい。このキリスト教的信仰教育は、特に両親による家庭の信仰教育と、地域教会(特に小教区)における子供のカテケージス(要理教育)によって行われる。

まず両親は、祈りのあるキリスト教的家庭を築くように努め、日々の家庭生活と折々の教えによって子供の信仰を育成し、合わせて子供を教会共同体に導入する責任がある。一方、小教区共同体は、主任司祭の指導のもと、典礼を中心とする教会共同体の模範の中で、おもに要理クラスにおけるカテケージス（要理教育）を通して、子供たちの信仰の知識と理解を深めて信仰を自分のものとし、その信仰を、ミサを中心とする典礼生活と、自己とこの世の聖化を目指す使徒的生活の中に生かすことができるよう導かれる。なお、将来、結婚と家庭への道をとるか、司祭や修道者の特別の召命の道を選ぶか、人生の選択についての指導は大切とされる。

最後に、幼児洗礼にかかわる生みの親の責任についての新教会法典の指針を、以下に紹介しよう。

第 867 条 (1) 両親は、幼児が誕生後数週間以内に洗礼を授けられるよう配慮する義務を有する。両親は幼児の誕生後、可及的速やかに、又は誕生以前にも、子女のために秘跡を願い、そのふさわしい準備をするために主任司祭のもとに赴かなければならない。

(2) 幼児が死の危険にある場合、直ちに洗礼を授けなければならない。

([折々の想い 2012/6/1](#))

信徒固有の使命とは何か

「聖職者中心の教会理解は、信徒中心へとその重心を移した」と岩島忠彦神父は『第2バチカン公会議の過去と現在』と題する記事の中で書いた（カトリック新聞4145号）。教会内の人口比率を見ても、聖職者と修道者の0.1パーセントに対して、信徒が99.9パーセントを占めているから、その重要性は計り知れよう。

公会議は、信徒固有の召命について次のように述べる。「信徒の独自の召命は、現世的な事からに従事し、それらを神に従って秩序づけてゆくことによって神の国を追求することである。信徒は世俗の中に生きている。すなわち、世間のそれぞれのあらゆる務めと仕事に携わり、家庭と社会の一般的生活条件の中で生活するのであって、かれらの生活はいわばそれらによって織りなされている。かれらはそこに神から招かれたのであり、自分の務めを果たしながら、福音の精神に導かれて、世の聖化のためにあたかもパン種のように内部から働きかけ、こうして信仰・希望・愛の輝きをもって、特に自分の生活のあかしを通してキリストを他の人びとに現すよう召されている。したがって、かれらが密接に結ばれているすべての現世的な事がらが、絶えずキリストに従って行われ、発展し、創造主とあがない主の賛美になるように、それらす



高山右近像

べてに光をあて方向づけを与えることは、特にかれらに託された使命である」(教会憲章 31)。

これで明らかなように、信徒固有の召命と使命は特に世間の生活の中にあるのに対し、叙階の秘跡を受けた者の特別の召命は「聖職」に従事することであり、修道者の召命は真福八端の精神を生きて神の国をあかしすることであって、いわば脱世間の召命である。そこで公会議は言う。「信徒によらなければ教会が地の塩となりえない場所と環境において、教会を存在させ活動的なものとするのが特に信徒に与えられた使命である」(教会憲章 33)。つまり、結婚と家庭はもちろん。「政治・経済・社会」という世俗社会の中で教会の使命を果たすのが信徒である。

公会議はこの信徒固有の召命と使命を「信徒使徒職に関する教令」の中で次のように述べる・「キリストの救いのみわざは、もともと人の救いを目指すものであるが、それはこの世の秩序全体の刷新を含んでいる。したがって、教会の使命は、ただキリストの福音を告げてその恩恵を人々にもたらすだけではなく、この世の秩序をも福音的精神で満たし完成することである。それゆえに、教会のこの使命を遂行する信徒は、教会内においても世間においても、霊的な秩序においても現世的な秩序においても、その使徒職を果たすのである」(信徒使徒職に関する教令 5)。

この最後のところで、公会議はこの世には「現世的な秩序」と「霊的な秩序」の二つの秩序があり、この二つは交錯し補完し合って「神の国」に統合されなければならないとして、次のように言う。「公会議は天上と地上の二つの国の市民であるキリスト者が、福音の精神に導かれて、地上の義務を忠実に果たすよう激励する」(現代世界憲章 43)。したがって、聖職者は霊的秩序を管轄し、信徒は現世的秩序を担当するものとされるのである。換言すれば、聖職者(司教司祭)は要理教育を通して信徒を養成し、また、ミサを中心とする典礼によって信徒を聖化してこの世に派遣

するのであり、一方、この世に派遣された信徒は、神のみ旨に従ってこの世の一切のものを浄化して発展させ、また、聖霊においてキリストを通してこの世の一切のものを「霊的なささげもの」として御父に奉献する。

教皇ピオ 12 世は、第 2 バチカン公会議より以前に、すなわち 1957 年の「第 2 回信徒使徒職世界大会」において、「信徒使徒職」の目的は「世の聖別」(Consecratio Mundi)であると言われたという。実に適切な表現ではないかと思う。Consecratio は「聖別」または「奉献」である。信徒固有の使徒職とは、この世の一切のものを聖別し、これをみ心に叶う霊的ないけにえとして、聖体のいけにえに合わせて御父に奉献することである。

このように、第 2 バチカン公会議は、在俗のキリスト者である信徒の品位と使命を強調して、世界に開かれた教会を目指した。はじめに述べたように、教会人口の 99, 9 パーセントを占める信徒たちが、各自が召されたその場所と境遇において、生来の才能と天与のカリスマに応じて教会の使命に参加すれば、神の国建設の大業は大きく前進するに違いない。

([折々の想い 2012/6/15](#))

福音宣教の最前線：小教区



名瀬聖心教会

「信徒の使徒職」を重視する第2バチカン公会議が「小教区」に注目するのは当然のことである。小教区は信徒たちが所属する最も身近な教会共同体であり、福音宣教の最前線に位置するからである。

ここでは、信徒使徒職に関する教令（以下、教令）の中から小教区のあり方を考えてみよう。

公会議は教令の第3章「使徒職の種々の分野について」の中で、まず「小教区」を取り上げ、教会の使命における信徒の役割について述べる。「信徒は、祭司・預言者・王であるキリストの使命にあずかる者として、教会の生活と働きの中で、行動的な役割を持っている」（教令10）。つまり信徒は、入信の3秘跡、すなわち洗礼と堅信と聖体の秘跡に基づいて教会の一員としてこれに結ばれるばかりでなく、キリストの使命にもあずかって教会の活動において行動的な役割を果たすのである。

さて、ここにいう教会とは、どこよりもまず「小教区」を指している。小教区と訳されているラテン語は” paraecia” で、これはギリシャ語のパロイコス（他国人または寄留人）からきていると言われる。わたしなりに表現すれば、小教区とは「本国である天上の国を目指して、他国人としてこの世を旅する仲間」である。この仲間は「教会」であり、キリストの共同体である。それゆえ、小教区の正式の名称は「小教区教会」（Ecclesia Paraecialis）である。

この小教区教会について公会議は言う。「小教区は団体的な使徒的活動のみごとな模範を示す」（教令 10）。「団体的な使徒的活動」という語に注目したい。小教区はあくまで団体であり、共同体であって、信徒は全員が小教区共同体に参加し貢献することを通して一人ひとりが生かされていく。つまり小教区はあくまで信徒一人ひとりを生かすための手段であるが、しかし信徒は小教区に行動的に参加することが必要なのである。世の中には「無教会主義」を唱える人があり、キリスト教信仰はあくまで個人的なものであって、教会に縛られてはいけないと言っているが、それは誤りである。

公会議は言う。「小教区では、それぞれ違った人々を一つにまとめ、それを教会の普遍性に織りこんでいる」（同上）。周知の通り、キリストを唯一の頭とする「教会」は唯一であると同時に普遍的である。したがって、信徒各自は「小教区教会」という最も身近で最小単位の教会を通して「唯一にしてカトリック（普遍的）である教会に属していることになる。しかし、ここにいう普遍的な教会とは、何よりも「教区」のことである。なぜなら、普遍的な教会は「教区」の中に具現しているからである。第 2 バチカン公会議に基づいて編纂された「新教会法典」には、「部分教会」としての「教区」について述べる。

「単一かつ唯一のカトリック教会は、部分教会において存在し、部分教会から成り立っている、部分教会はまず教区である」（第 368 条）。「教区とは、司祭団の協力にのもとに司牧すべく司教に委任された神の民の一部分である。すなわち教区は、自らの牧者に固く結ばれ、かつ牧者によって福音とミサをとおして聖霊において集められ、部分教会を構成する。そこに、一、聖、公、使徒伝承的キリストの教会が真に現存し、かつ活動する」（第 369 条）。そして教令は「小教区は教区の細胞のようなものである」（教令 10）と言う。

小教区における信徒の働きについて教令は述べる。「信徒は、自分たちの司祭と親しく緊密に一致して、小教区の中で働く習慣を身につけるべきである。自分の問題や世の中の問題、さらに救霊に関する問題などを互いに話し合って研究し解決するために、小教区の共同体に持ち寄るべきである。また、自分が属する小教区の使徒的、宣教的なすべての仕事には、できる限りの協力を惜しむべきではない」（教令 10）。

以上で明らかなように、小教区は単なる「典礼」や「行事」のためばかりでなく、宣教的かつ使徒的活動の場である。したがって、たとえば「小教区司牧評議会」の主要テーマは、「行事計画」についてばかりでなく、小教区としての「具体的な宣教計画」を練る場でもなければならない。小教区はまさに、神の国と地上の国の接点であり、福音宣教の最前線に位置しているのである。小教区が地域社会に溶け込み、あらゆる人間的な問題を共有し、これらを福音の光に照らして聖化し奉献していくために、信徒の働きは不可欠である。だから教令は言う。「教会共同体における信徒の働きは極めて必要で、これなしには司牧者もまたその使徒職をじゅうぶん効果的に遂行することができなくなる」（教令 10）。信徒固有の使徒職なしに教会の活性化はあり得ないのである。

[\(折々の想い 2012/7/1\)](#)

信徒使徒職の組織化について

第2バチカン公会議が、教会における信徒の身分や役割を原点に帰って見直し、その重要性を強調したことは、このブログでも何回か言及してきたが、信徒の活動なしに教会の使命を十分に果たすことはできないからである。ここでは、信徒固有の活動の組織化について取り上げてみよう。

信徒の教会活動ないし宣教活動は「信徒使徒職」と呼ばれる。信徒は、洗礼と堅信の秘跡により主キリストから教会の使命のために派遣され使徒であるからである。信徒使徒職は、教会内で聖職者の使徒職に協力する使徒職と、世俗社会における信徒固有の使徒職とに大別される。信徒使徒職はまた、個人使徒職と団体使徒職とに分けられる。

信徒の個人としての使徒職について、公会議は言う。「信徒は個人として、それぞれの異なった生活環境において使徒職を行うよう召されている」（信徒使徒職に関する教令 18）。さらに言う。「個人個人による信徒使徒職は、教会の自由が著しく阻害されている地方では、極めて重要であり急務である」（同 17）。しかし、今日のわが国におけるように、信教の自由が認められているところでも、生活のあかしと言葉のあかしを通して行われる信徒使徒職は重要であり、これを無視することはできない。

しかし同時に、公会議は、社会的存在であるとともに教会共同体の一員として、「一致して自分の使徒職を果たさねばならない」（同 18）と「組織的な使徒職の重要性」を強調したうえで述べている。「組織的な使徒職が非常に重大である理由は、教会の諸団体においても、また種々の分野においても、使徒職がしばしば共同の活動によって達成されることが要求されているからである。事実、使徒職の共同的な活動をするためにつくられた会は、会員の

支えとなり、会員を使徒職のために養成し、使徒的活動を正しく整え統制する。その結果、各自が分散的に働くよりも、はるかに豊かな成果が期待できる」(同上)。

ここで、わたしの主任司祭のころの小さな経験から二つの例を参考までに述べておこう。

1 一班組織：地域に密着した信徒使徒職団体

小教区に所属する信徒を地域別に50人ほどのグループに分け、これを班と呼んだ。目的は、生活現場である地域の中でキリスト者過程同士が、一切の違いを超えて互いに一つに結ばれ、①信者相互の交わりと助け合いを実践し、②合わせて愛と友情の輪を隣近所に広げて福音のあかしとなり、地域の人間共同体の発展に寄与することである。つまり、暮らしの中の「愛の交わりと福音のあかしの小共同体」を目指したのである。幸いなことに、信徒たちは、班制度の意義を理解して協力してくれたので、所属信徒全体が、老いも若きも、日常生活の中で、信徒使徒職団体として組織的に参加することになったと思う。

ただし、班制度がその二重の目的を達するためには、主任司祭の厳しく緻密な指導が欠かせなかった。各班は、互選または指名された班長のもとに、仲間の信徒をただの一人も疎外せず、最後の一人まで大切にすると同時に、転出転入をはじめ、可能な限り互いの動静を見守り、喜びや悲しみを共有し、必要に応じて支え合うよう、常に緊張感を持って相互の交わりに努める必要があった。また、隣近所の未信者との心のこもったお付き合いを通して地域社会に溶け込む必要があった。そのために、何よりも、自分の都合を後回しにし、自分を犠牲にして他者のために尽くすキリスト教的愛に徹する必要があった。

2-JOC 組会：職場の福音化を目指す働く青年のグループ・ダイナミクス

戦前、カルデン神父によってベルギーで創立されたカトリック青年労働者の使徒的活動 Jeunesse Ouvriere Chretienne (JOC) は、戦後、カトリック青年労働者連盟としてわが国に導入され、わたしが長崎に司祭として赴任したころには浦上教会ですでに始まっており、この運動に接してわたしはひどく感動した覚えがある。わたしは主任司祭になった時、すぐにこの運動を取り入れ、わずか400人余りの小教区に男子組会(JOC)と女子組会(JOCF)を立ち上げた。この使徒職グループの目的は、若者が働く労働環境の中での信徒使徒職であって、毎週一度の集会に各現場の具体的な問題を持ち寄り、みんなでキリスト教信仰の目で「見て、判断して、実行する」ことにより、職場の福音化を目指すグループ・ダイナミクスである。

JOC 運動の合言葉は「環境に入れ」の一言であった。世俗化し、しばしば非人間的な職場環境に入り込んで、福音の光でその実態を識別し、これを善意の仲間と協力して人間らしい環境に改善していくという徹底した姿勢は、若い会員たちをみるみる職場のリーダーに成長させていった。こうした世俗社会の現場に密着した使徒職こそ、信徒固有の使徒職の本分であり、こうした信徒の組織的な活動が世俗社会のあらゆる分野で繰り広げられれば、暗闇と矛盾に満ちた現代社会は明るく希望に満ちた世界に変えられていくのではないか。わたしは今でもそう思っている。

(折々の想い 2012/7/16)

キリスト教的教育に関する宣言

「人間生活における教育のきわめて重大な意義と、現代社会の進歩に対して常に増大する教育の影響を、聖なる全世界教会会議は入念に検討した」と、第2バチカン公会議は『キリスト教的教育に関する宣言』の冒頭で述べた。

現代において、教育は人間社会が直面している最も緊急かつ切実な課題の一つである。高度な文明の発達と複雑極まりない現代社会を生き抜くためには、それなりの教育がなければならない。そのうえ、物質主義的な今日の世相の中にあっては、人間の本性に叶った教育の質が問われる。公会議は、すべての人間が相応の教育を受ける権利をもっていることを述べた後、キリスト教的教育とその在り方について述べている。ここでは、キリスト教的教育とは何であるかを、公会議に従って考えてみよう。

「水と聖霊から生まれることによって新しい被造物となり、神の子と呼ばれ、実際に神の子であるすべてのキリスト信者は、キリスト教的教育を受ける権利をもっている。このキリスト教的教育は、上に述べた人間の完成を追求するだけでなく、主として次のような目的を持っている。すなわち、洗礼を受けた者が徐々に救いの秘義を認識するように導かれながら、受けた信仰のたまものを日増しに、より良く意識するよう、特に典礼祭儀において霊と真理とをもって父である神を礼拝するよう（ヨハネ 4,23 参照）学ぶこと、自分の生活を正義とまことの聖徳において造られた新しい人に従って（エフェゾ 4,22-24）形成することである。こうして、かれらはキリストの全き背丈にまで（エフェゾ 4,13 参照）、全き人間となり、神秘体（筆者注・教会）の発展に力を尽くし、さらに自分の召命を自覚し、かれらの中にある希望（1 ペトロ 3,15 参照）のあかしを立てるとともに、世のキリスト教化を援助する習慣をつけないといけない。この世のキリスト教化によって、

自然的な価値も、キリストによってあがなわれた人間の全体的な考察に取り入れられて、社会全体の福祉に貢献するのである。したがって、聖なる公会議は、靈魂の司牧者に、このような真のキリスト教的教育をすべての信者、特に教会の希望である青少年が受けられるよう万事を整えるきわめて重大な席委任を想起させる」(キリスト教的教育に関する宣言2)。

この長文の引用から、キリスト教的教育の目的を次の三点に要約できよう。

1－救いの秘義の認識

つまり、人間となった神の子キリストの啓示によって明らかにされた、人間救済に関する父なる神のご計画を学ぶことである。これを信仰教育と一般に呼ぶが、これは特に、家庭における「折々の信仰教育」と小教区教会学校やカトリック学校で行われる「体系的な要理教育」によって行われる。

2－霊と真理による典礼参加

つまり、聖体祭儀（ミサ）を中心とする典礼祭儀に、信仰と愛をもってキリストに結ばれて、意識的かつ行動的に参加することで、これは、信徒の「共通祭司職」の行使を意味する。このような典礼参加に向かわないキリスト教教育は無意味である。

3－世俗社会における使徒的生活

信仰教育によって照らされ、典礼参加によって聖化されたキリスト信者は、家庭をはじめ、日常の政治、経済、社会生活の中でこれを聖別し、聖化して、神のみ心に叶う霊的なささげものとしてこれをミサに持ち寄るのである。こうした信徒の活動は「信徒使徒職」と呼ばれ、世の人びとと世の仕組みとを究極の目的であ

る神に秩序づけるのである。このような実際的な信徒使徒職に結び付かないキリスト教教育は無意味である。

個人主義と経済第一主義にまみれた現代世界を神に秩序づけ、世界を神の国に変えていくのは極めて困難な事業であり、それゆえに信徒の責任は重大であって、そのためにも、第2バチカン公会議が行った信徒の地位と使命を見直しは、ひとえにキリスト教的教育の如何にかかっていると言わなければならない。

([折々の想い 2012/8/1](#))

人類に語りかける教会

(現代世界憲章序文)

第2バチカン公会議(1962-65)が公布した16の公文書のうち、『現代世界の中の教会に関する司牧憲章 Constitutio pastoralis de Ecclesia in mundo hujus temporis』(略して『現代世界憲章』)は、全人類に語りかけた異例の文書である。

教会は当初から全人類に派遣されている。キリストは使徒たちに「全世界に行き、すべての者に福音を宣べ伝えなさい」(マルコ16, 15)と命じたのである。そして主の命令通り、使徒たちとその後継者は全世界に福音を宣べ伝え、その足跡はいまや地の果てに及んでいる。しかし、カトリック教会を代表する公会議教父たちが、公式に世界に語りかけたのは史上初めてのことである。

「今はためらわずに、教会の子らとキリストの名を呼ぶすべての人たちばかりでなく、人類全体に話しかけて、現代世界における教会の現存と活動とについて教会自らがどのように考えているかを、説明したいと望む」(現代世界憲章2)。そういうわけで、現代世界憲章は「教義憲章」ではなく「司牧憲章」と呼ばれる。

人類に対する公会議のメッセージは、いわゆる「上からの目線」ではなく、同じ人間性を共有するものとして語りかけている。憲章冒頭の次の言葉がそれを表している。いわく。「現代人の喜びと希望、悲しみと苦しみ、とりわけ、貧しい人々とすべて苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、悲しみと苦しみでもある。真に人間的な事がらで、キリストの弟子たちの心の中に反響を呼び起さないようなものは一つもない。それは、かれらの共同体(教会)が人間によって構成されているからである」(現代世界憲章1)。

ここで言われた、「真に人間的な事がら」とは、一人ひとりの人間に生起するさまざまな出来事よりも、すべての人間に共通の根源的な人生苦を意味すると言われる。その人間性を共有する教会が人々に語りかけるのである。教会は、「人類とその歴史に、実際に深く結ばれていることを自覚している」（同上）と憲章は言っている。

そのうえ、序文は言う。「かれら（教会）はキリストにおいて集まり、父の国への旅において聖霊に導かれ、すべての人に伝えなければならないメッセージを受けている」（現代世界憲章2）。このメッセージとは主が世界に伝えよと命じたあの福音であり、キリストのメッセージである。

こう述べた後、公会議は、救いを必要とする世界の現状を指摘するとともに、实际的な協力を約束している。「今日人類は、自らの力に感動している。しかし、世界の発展の現状について、全宇宙における人間の位置と役割について、個人および集団の努力の意義について、さらに事物と人間の究極目的について、しばしば疑問に悩まされる」と指摘し、公会議は、「これら種々の問題について人類と話し合い、福音の光に照らしてそれを解明し、聖霊に導かれる教会がその創立者から授けられた救いの力を人類のために提供することは、教会も属している人類全家族に対する連帯感と尊敬と愛とをもっとも雄弁に証明することになる」（現代世界憲章3）との信念を披露している。

そして、公会議は人類への協力を約束して言う。「この公会議は人間の崇高な召命を宣言し、人間の中に神的な種子が置かれていることを肯定し、人間のこの証明に相応するすべての人の兄弟的一致を確立するために、教会の誠意に満ちた協力を人類にささげる」（同上）。ここには、人間が神の似姿に造られ、神の養子に召されていること、そして、人間の本性には神を知り、神を愛する力が隠されていることが言われている。

序文の最後に、人類に対する教会の基本的な姿勢が「支配」ではなく「奉仕」であると、次のように吐露される。「教会は決して地上的野心によって動かされているのではない。教会の望むことはただ一つ、すなわち、真理を証明するために、裁くためではなく救うために、仕えられるためではなく仕えるために世に来られたキリストの仕事を、慰め主なる聖霊の導きのもとに続けることである」(同上)。

第2 バチカン公会議の「人類に対する責任感」とこれに仕える「教会の姿勢」は半世紀を経た今日も変わらない。ただ、公会議のこの荘厳な約束がどのように実践に移され、その熱意を持ち続けているかが問題である。こうした反省や自覚のためにも、第2 バチカン公会議を緻密に振り返ることは重要であろう。

([カトリック時評 2012/2/15](#))

人類に奉仕する教会

第2 バチカン公会議が公布した現代世界憲章は(以下憲章)、第4章において「現代世界における教会の使命」を総括し、現代世界との交流と援助に関する若干の一般原則を明らかにしている。これは、「現代世界にとって教会とは何か」という問いへの答えでもある。

それによれば、まず、秘義であり秘跡である教会は、来世において到達すべき救いと終末を目的としているが、「教会はすでにこの地上に存在しており、この地上の国のメンバーである人々によって構成されている」(憲章40)。したがって、「教会は見える団体であると同時に霊的共同体として、全人類とともに歩み、世と同じ地上的成り行きを経験する。教会は人類社会の魂または酵母として存在し、それをキリストにおいて刷新して神の家族に変質させる使命をもっている」(同上)。

人類社会に対する教会のこの使命の第一は、「個人に対する援助」である。「現代人は自己の人格をいっそう完全に発展させ、自己の権利をより多く発見し主張することを目指して進んでいる」(憲章41)。これは、自分を実現し、人生の理想を実現しようという人間の根源的願望を示すものである。ところが、ルネッサンス以来、多くの人が神以外のところに人間の理想を追い求めてきた。しかし、神から離れては自分を見出せず、自分を完成することもあり得ない。神に造られ生かされている人間は、神から離ればその存在の根拠を失って自分を見失い滅びへの道に迷いこんでしまう。神の子キリストがこの世に来られたのは人間を悪の束縛から解放し、神のいのちにあずからせ、神の子の自由を得させるためである。教会はキリストの秘跡として、「神と人との親密な交わりのしるしであり道具」(教会憲章1)なのである。

人類に対する教会の第二の使命は、「社会に提供する援助」である(憲章 42)。もっとも、教会の使命は政治・経済・社会には属さない。これらは政治の使命である。教会は政治の領域に介入せず、その宗教的使命を通して社会に奉仕する。

何よりも、「人類一致のしるしであり道具である」(教会憲章 1) 教会は、家族に始まり国家から国際社会に至る人間共同体の「魂かつ酵母となってその刷新と発展に寄与する。つまり、「単なる人間的手段を用いる外的な支配権の行使」(憲章 42)ではなく、キリストの福音に含まれる「信仰と愛」を現代社会に注入することによって、内面から人間共同体を活性化し、刷新するのである。教会はいずれの国家や民族に属することなく、国境を越えてその使命を果たす。

以上のほか、教会は地上の国の使命にも参加する。キリスト者は「天上と地上の二つの国の市民」(憲章 43)だからである。そこで教会は、「キリスト者が福音の精神に導かれて地上の義務を忠実に果たすよう激励する(同上)。教会は、必要に応じて社会的弱者の救済のため愛の事業に乗り出す。今日では国家の使命とされる社会福祉事業も、もともと教会の伝統であった。また、教会が教会の名で参加できない「政治・経済・社会」の領域には、在俗の信徒たちが「市民の名」で自由に参加し、教会の影響力を行使して社会の刷新と発展に貢献する。これは「信徒固有の使命」として公会議が強調し奨励したことである。

一方、教会は人類社会から多くの援助を受けていると憲章は言う(憲章 44)。たとえば、人間の知恵である哲学は信仰の知的理解に役立ったし、自然科学の発達には迷信の闇を払うと同時に、神の存在を否定しないばかりか、かえって天地創造のわざの偉大さを証明している。また、教会は人間活動から衣食住をはじめとする地上生活の恵みを受け、多くの国で教会の存続と活動が法的保護を受けている。これは、原罪に傷ついているとはいえ、神に造ら

れて「良し」とされた人間とその活動に対する教会の尊敬と信頼、そして感謝の表明である。

第4章は最後に、人類の歴史の終末について語る(憲章45)。地上の国は永遠ではない。地上の国の終極目的はこの世ではなく、神の国にあるからである。主キリストは、父なる神が定めた時に、栄光を帯びて地上に再臨し、歴史を集結して神の国を完成すると約束された。その時、「新しい天と新しい地」(黙示録21,1)が始まる。教会はその日その時を知らないが、キリストのこの約束を固く信じ、地上の一切のものを神に秩序づけながらキリストの再臨に備える。「み国が来ますように」(主の祈り)と祈りながら。

([カトリック時評 2012/3/1](#))

信教の自由に関する宣言

第2 バチカン公会議(1962-65)は、『信教の自由に関する宣言』(Declaratio de libertate religiosa)を公布した。副題には、「宗教問題における社会的、市民的自由に対する個人および団体の権利について」とある。

なぜ今信教の自由に関する宣言なのか。教会は当初からキリスト教信仰を受け入れる際の自由を一貫して尊重してきた。同時に、キリスト教信仰にとどまることの重要性も強調してきた。そのため、宗教裁判など離教者への厳しい態度などの行き過ぎも一時あった。また、キリスト教以外の宗教を信じることについては、単に寛容な態度にとどまった。

一方、近代市民社会においては人権思想が高まりを見せ、自由を求める声が大きくなってきた。宣言は述べる。「今日は、人間が人格の尊厳をますます意識するようになり、また行動するにあたって、強制されることなく、義務感に動かされて、自分の判断と責任ある自由をもち、これを用いることを要求する者の数が増えてきた」(『信教の自由に関する宣言』—以下宣言—1)。事実、国連は1948年の「世界人権宣言」の第18条で「思想、良心、宗教の自由」に対する権利を、教会に先駆けてすでに宣言している。

こうした事情に鑑み、第2 バチカン公会議は激しい論戦を重ねたのち、1965年12月7日、公会議閉会の前日に、教会史上初めての「信教の自由」宣言を公布した。

ここにいう「信教の自由」とは、他者からの一切の強制も妨害もなしに宗教を信じることのできる権利のことである。信教の自由は「人格の尊厳」に由来する権利であり、すべての人間に本性上備わっている不可侵の基本的な人権なのである。この信教自由の権利は、人間の社会性に鑑み、すべての個人ばかりでなく団体に

も認められるもので、その信仰を公に表現し行動する社会的な権利である。ただし、信教の自由にも「社会の正しい秩序を守るため」の制限があると宣言は言う。人には自由があるといっても、他者の自由を侵すことは許されないからである。

公会議はこの信教自由の権利が世界中の国々で認められ、法的に保障されることを要求している。当時、共産圏の司教たちが数多く公会議に参加できなかったことが示すように、信教の自由のない国も決して少なくなかったが、半世紀を経た今日では、ほとんどの国が信教の自由を憲法で認めるようになっている。

なお、信教自由の権利はキリスト教信仰においてばかりでなく、すべての宗教はもちろん、神を信じない人々にも認められる普遍的な権利であるが、その一方で、この権利には真理を探し求め、そして真理を信じてこれに従う「義務」があることを公会議は強調している。なぜなら、人間を自由な人格として創造された神は、人間が神を求め、神を信じ愛して人格を完成するように望まれたからである。人間の本性には神を求める法が刻印されており、また、自然を通して神を認めてこれに従うことができるように、理性と自由意志が備わっている。

加えて、神はご自分を求める人間の望みに応えるかのように、歴史の決められた時にご自分を啓示し、最後には御独り子を地上に遣わして啓示を全うされた。したがって、御子キリストによって創建されてこの世に派遣された教会は、すべての人に神の啓示、すなわちキリストの福音をあらゆる時と方法を通して宣べ伝えている。公会議はこの宣言によって教会の使命を強調し、その子らに対して福音宣教のわざに励むよう勧告した。それはひとえに、すべての人が真の宗教、真の神を信じて人生を全うし、完全な自由に到達できるためである。聖書に、「真理はあなたを自由にする」（ヨハネ 8, 32）とある。

以上のように、二千年にわたる教会の歴史を総括し、聖書と聖伝の真の伝統と発展を踏まえて、教会自身の本性とその現代的使命を問い直した第2バチカン公会議が、それまでのどちらかと言えば排他的護教主義から、包括的対話路線への転換を成し遂げ、すべての人の人格の尊厳とその基本的人権に基づいて「信教の自由に関する宣言」を公布するに至ったことは、聖霊の導きとはいえ、当然の成り行きであった。

最後に、宣言は、福音宣教に当たって守るべき態度について次のように勧告している。「弟子たる者は、師から受けた真理をいっそうよく知り、福音の精神に反する手段を排して、忠実にこれを伝え、雄々しく擁護すべき重大な義務を師たるキリストに対して持っている。しかし、同時にキリストの愛は、信仰にいついて誤謬あるいは無知の状態にある人たちに対して、優しく、賢明に、忍耐をもって応対するよう要求する」（宣言 14）。

[\(カトリック時評 2012/3/15\)](#)

結婚と家庭は神が定めた制度

第2 バチカン公会議 (1962-65) は現代世界憲章の第2 部で、「若干の緊急課題」として結婚と家庭、文化、経済社会、政治共同体、そして平和の問題を取り上げて論じている。今回は「結婚と家庭」の問題を取り上げる。

「個人の幸福、ならびに一般社会とキリスト教社会の幸福は、婚姻および家庭と呼ばれる共同体の健全な状態に固く結ばれている」(現代世界憲章 47)。周知の通り、いづどこにおいても人間は結婚して家庭を作り、子供を生み育て、人類社会を発展させてきた。個人にとっても社会にとっても、結婚と家庭は人間生活の基盤であると同時に、社会の細胞であり、社会の健康は家庭の健康に掛っているとされてきた。

現代世界に語りかけた第2 バチカン公会議は、人間本性と神の啓示に照らして結婚と家庭の本来の意味と目的をあらためて明らかにした。その全貌をこの小論で語り尽くすことはできないから、教えの基本的なところを、現代世界憲章第2 部第1 章 48 から紹介してみよう。

要点は、「結婚と家庭」は人間が作った制度ではなく、創造主なる神が制定した制度であると、次のように述べる。「夫婦によって結ばれる生命と愛の深い共同体は、創造主によって設立され、法則を与えられた」(憲章 48)。男女の性別も結婚による生命誕生の神秘も科学のメスが入る以前から存在する自然の摂理であり、従って結婚も家庭も人間の発想でもなければ人間が恣意的に定めた制度でもない「神の摂理」を人類は認めてきたのであるが、近代合理主義の勃興以来、神からの独立を主張する世俗主義と利己的な個人主義に基づいて、結婚と家庭の意味と目的を自分勝手に解釈し実践しようとする傾向が強くなった。性倫理の逸脱や風

俗の退廃は昔からあったが、その逸脱や退廃を権利であるかのように主張する時代になったのである。

したがって、結婚と家庭の制度が、その法則とともに、神の制定になるものだという公会議の教えは重要である。この教えは、聖書に記された神の啓示によって裏付けられる。

「神はご自分にかたどって人を創造された。男と女に創造された。神は彼らを祝福して言われた。『産めよ、増えよ、地に満ちて地を従わせよ』」（創世記 1, 27-28）。そこで聖書は言う。「こういうわけで、男は父母を離れて女と結ばれ、二人は一体となる」（同 2, 24）。

『カトリック教会のカテキズム』は解説して言う。「神が男と女を造られたのは相互の交わりのため、お互いが相手の『助け手』となるためです。両者は人間として平等であり、男性、女性として補い合うものです。結婚で神は両者を結び合わせ、両者が「一体となって」（創世記 2, 24）、人間のいのちを伝えることができるようになさいます。『産めよ、増えよ、地に満ちよ…』（同 1, 28）。子孫に人間のいのちを伝えることにより、男と女は、夫婦として、独自に創造主のわざに協力します』（n. 372）

要するに、神は人類の幸福と繁栄のために結婚と家庭の制度を定めたのであり、結婚する男女は神の協力者として、その計画に参加するのである。そこで公会議は続ける。「それは（夫婦の共同体は）、結婚の誓約、すなわち撤回できない個人的同意を基礎にする。こうして配偶者が互いに自分を与え、そして受ける人格的行為によって、神の制定による堅固な制度が教会の前にも生まれる。この聖なるきずなは、夫婦と子供と社会の善のために、人間の自分勝手にはならない」（憲章 48）。つまり、結婚は一人の男と一人の女が結婚と家庭の意味と目的を完全に知り、お互いの自由意思による決断によって、生涯にわたり、自分を与え合う、第

三者を入れない二人きりの「神と人々の前で行う」愛の誓約である。

そのうえで、公会議は結婚の二つの目的を示している。一つは夫婦二人の一致と幸せのためであり、もう一つは夫婦愛の実りである子どもの出産と教育のためである。このような健全な結婚と家庭が守られる限り、個人の幸せはもちろん、社会の健全な発展も約束される。逆に、気まぐれな結婚をする人や結婚の誓約を自分の都合で簡単にほごにする人が増えたら、当人たちやその子どもたちは言うに及ばず、社会全体にもたらす不幸は計り知れないものがあるだろう。公会議は、健全な結婚と家庭を守るために、本人たちの努力は言うまでもなく、社会も教会も支援を惜しまぬよう勧告している。

今日の世相は、その世俗主義と個人主義のため、幸せな結婚と家庭のためには決して有利な環境ではない。それだけに、公会議の教えは、まじめに結婚して家庭を築こうとする若い男女や懸命に家庭を守ろうと頑張っている多くの夫婦や親たちに、この上ない勇気と希望を約束するものになるのではないか。

([カトリック時評 2012/4/1](#))

公会議は経済について語る

人類に語りかけ、人類に奉仕する教会は、第2バチカン公会議において「経済」について語った。経済活動は教会の使命ではないが、経済の意味と目的、すなわち経済の霊性と倫理性について語るのは教会の使命だからである。

まず経済とは何かを確かめておこう。広辞苑によれば、経済とは、「人間の共同生活の基礎となる物質的財貨の生産、分配、消費の行為、過程、並びにそれを通じて形成される人と人との社会関係の総体」である。

公会議は、「経済・社会生活」と題する現代世界憲章第2部第3章の冒頭で、「経済・社会生活においても、人間の尊厳とその全き召命、全社会の善が尊敬され促進されなければならない。人間は全経済社会生活の作者、中心、目的だからである」（現代世界憲章63）と述べた後、現代の経済の特徴は、増大する人間の自然支配、人間・国家間の相互依存の強化、頻繁な貢献の介入の三つをあげ、現代の経済発展は「人類家族の増大した必要に奉仕する適切な道具となった」（同上）と明言する。

さらに、現代の経済は不安の原因も抱えているとして、経済万能主義の支配、社会的不平等の拡大、人間にふさわしくない労働条件の三点を挙げている。その結果、生じた経済面における差別や格差を改めるために「正しい理性から要求される正義と平等の原則」を挙げ、「公会議は経済発展による要請を考慮しながら、上述の原則を現代の事情に照らして強化し、若干の方向づけを行う」（同上）と述べている。

公会議が言う若干の方向付けとは、次の三つに集約できよう。

1 ー人間に奉仕する経済発展

人口の増加に備え、人類の増大する期待にこたえるための経済発展を肯定しながら、公会議は述べる、「このような生産の基本的目的は、単なる生産物の増加ではなく、利益でも権力でもなく、人間に対する奉仕である。すなわち、物質的必要と知的・道徳的・靈的・宗教的生活の要請を考慮したうえで人間全体に対する奉仕であり、人種や地域の差別なしに、すべての人間、すべての団体に対する奉仕である。したがって独自の方法と法則に従う経済活動は、倫理秩序の限界内において行われなければならない」(同 64)。

それゆえ、経済発展は人間の統制下におかれなければならない、またすべての国民が自分の所属する共同体の真の発展のために寄与する権利と義務があることを強調する。同時に、「正義と平等の要請に応じるため、個人並びに社会的差別待遇と結ばれて増大していく現在の甚だしい経済的不均衡はできる限り除去するよう懸命に努力しなければならない」(同 66) と述べる。

2 ー経済活動は神の創造の完成への協力

「物の生産と交換ならびに経済的サービス業に従事する労働は」(同 67) 単なる手段ではないと、公会議は次のように述べる。

「この労働は自力によるものも、雇用によるものも、直接に人間から出るものである。すなわち、人間は自然物に自分の刻印をし、それを自分の意思に従わせる。人間は普通、労働によって自分と家族との生活を維持し、兄弟たちと結ばれ、これに仕える。また労働によって、真実の愛を実践し神の創造の完成に協力する」(同 67)。

3－財貨の共有と私有の権利・義務

公会議は、地上の財貨は万人のためであると、次のように述べる。「神は、地上とそこにあるあらゆる物を、すべての人と民族の使用に決定した。したがって被造財は、愛を伴う正義に基づいて、公正にすべての人に豊富に行きわたらなければならない」(同上)。世界の財貨は人類共有のものであるとの大原則である。

そのうえで、財貨の私有権について述べる。「私有財産または物件に対する種々の支配権は、個人と家族の自律にまったく必要な領域を各自に提供するものであり、人間の自由の延長とも考えるべきである。それは義務と責任を果たすための刺激剤であるから、市民的自由の一条件でもある」(同 71)。さらに言う。「私有財産自体は、本性上社会的性格をもっている。この社会的性格は財の共通目的の法則に基づくものである」(同上)。したがって、私有財産といえども、必要な場合には他者と分かち合うべきものである。

公会議から 50 年、現代世界憲章の以上の教えは、新自由主義の蔓延によっていっそう経済格差が広がっている今日、極めて重大に受け止めなければならないと思う。

([カトリック時評 2012/4/25](#))

教会は文化について語る

“人間は文化、すなわち自然の物と価値を耕作することによってのみ、真の完成した人間性に近づいて行く”(現代世界憲章 53)。現代世界に語りかける教会は「文化」の問題を避けて通ることはできない。文化は人間の生き方そのものだからである。

第2 バチカン公会議(1962-65)は現代世界憲章の第2部第2章において「文化の発展」をテーマに語っている。この小論ですべてを取り上げることはできないので、そのあらましを、文化とは何か、文化とキリスト教との関係は何かの二点に絞って紹介しよう。

1 文化とは

文化とは、人間がその理性と自由意志という能力を使い、自然に働きかけて造り出した世界と価値の総体である。文化と訳されているラテン語 *cultura* は、耕すという意味の *colere* から来ており、人間がその知恵と自由を使って自然を耕すことによって造り出されたものが文化なのである。だから、文化とは、人間が自然開発、人間開発、社会開発によって造り出したものと言ってよい。

このような文化は、人間をご自分の似姿に造り、「地を治めよ」(創世記 1, 28) と言って、「主なる神は人を連れて来て、エデンの園に住まわせ、人がそこを耕し、守るようにされた」(同 2, 15) ことに由来するが故に、天地創造の神のご計画にかなう貴いものであり、人間とその社会の人間らしい成長と完成をもたらすものである。

文化は本質的にはすべての国や民族において同等であるが、そのあらわれ方には異なった特徴がある。その土地の風土や人々の

個性が表れるのである。その異なる文化が出会い、互いに影響し合ってさらに発展していく。今や、科学技術の発達によって世界が一つになった今、固有の文化を尊重しつつ世界共通の文化を育てていく時代になっている。

さらに、文化は各世代を通して継承し発展していくものであって、その手段はまず家庭教育と学校教育であり、今日では各種メディア、文学、芸術、スポーツ、旅行など実に多様な仕方で文化の伝達や交流が行われる。

今日の世界の文化の発展はすばらしいのい一語に尽きる。しかし、それでもなお文化の恩恵に恵まれず、さまざまな所得格差、経済格差の中で呻吟している人々も少なくない。公会議のころもそうであったが、その後も、大きく改善されたとはいえ、今日も変わってはいない。公会議はそうした格差や遅れを解消し、すべての人が文化の恩恵に浴し、その創造に参加できる世界をつくるよう要望している。

2－文化とキリスト教との関係

キリスト教は文化の中で、文化を通してこの世に入り、諸文化の中で、諸文化を通してその使命を果たしていく。そのキリスト教は、人間の自然の力によるものではなく、神ご自身の、いわば超自然の業であって、啓示とか信仰とか世の救いとか呼ばれるが、その目的は人間が作る文化を浄化し高揚し完成することである。

公会議は言う。「キリストのよい知らせは、罪に倒れた人間の生活と文化を絶えず刷新し、罪の絶え間ない誘惑から生ずる誤りと悪を攻め退ける。また民族の道徳を絶えず清め高める。精神的長所と各民族または各時代の美点を、天上の富をもって、あたかも内側から豊かにし、強め、完成させ、キリストのもとに集める（エフェゾ 1, 10 参照）」（現代世界憲章 58）。

こうして、文化とキリスト教は相互補完的關係にあり、互いに学び合い、協力し合って人間と世界の完成に尽くすのである。したがって、公会議は文化の発展を強く支持すると同時に、あらゆる仕方で文化の発展に協力すると述べた。同時に、公会議はキリスト教の使命の重大さを繰り返し強調している。文化の今日的発展は驚異的ではあっても、神の救いの業、すなわち恩寵によらなければ、文化はその究極の目的を達し得ないからである。

なお、キリスト教は諸文化を超えるものであり、したがってどの文化にも適合する。公会議は言う。「教会は、種々の文化形態と交わることができ、それによって教会自身も種々の文化とともに豊かになる」（現代世界憲章 58）。

公会議後、誰がつくったか知らないが、インカルチュレーション（inculturation）という語が普及した。「（キリスト教信仰の）文化内開花」と訳されるが、わが国の教会は当初ヨーロッパ人宣教師の宣教活動によって建てられたが、しかし、それは日本に移植されたヨーロッパの教会ではなく、日本文化の中で生まれ花開いた日本の教会である。しかし、それは同時に、本質的には世界各地の教会と同じ普遍的教会であり、その交わりと一致の中にある。

[\(カトリック時評 2012/5/10\)](#)

教会は政治について語る

一切の人間的な事柄に関心を持つ教会は、第2バチカン公会議の現代世界憲章第二部第4章において政治について語った。政治は教会の所管事項ではないが、その意味と目的について教えることは教会の使命だからである。

時代の進展とともに政治の世界は大きく変貌しつつある。公会議は、「文化的、経済的、社会的進歩」と表現し、同時に、人間の尊厳とその基本的権利についての人びとの意識が進歩したと述べる。そのため、政治の世界はますます複雑かつ広範となり、ますます「困難であると同時に最も高貴な政治の技術（ars nobilissima）」を必要としてきた。混沌とした日本の今の政治状況を見ても、公会議の見解は了解できる。そこで、今に通用する公会議の政治についての発言をわたしなりに要約して見よう。

1-政治共同体としての国家

公会議はまず、「政治生活」と言わないで「政治共同体の生活」と表現した。国家を政治共同体と呼んだのである。「共同体という用語のほうが国家という表現よりももっとよく政治社会が人間の組織団体であることを現すと同時に、社会の法的面よりも実存的な面を強調するものである」（レオ・エルダースの解説）。実際、国家が共同体である以上、国民全員が参加して、それぞれの能力と立場に応じて国に貢献し、同時に、国によって国民一人一人が生かされるよう、その恩恵が公平に配分されるのでなければならない。

2－政治参加の要件

そのため、公会議は国民全体がふさわしく政治共同体に参加するための心構えとして次のように述べる。「真に人間にふさわし

い政治生活を樹立するためには、正義感と親切心と共通善に対する奉仕の精神を養い、政治共同体の真の性格、および公権の目的、その正当な行使、そしてその限界に関する基本的確信を強めることが最も重要である」(現代世界憲章 73)。

正義感とは国民一人に一人の人格の尊厳とその基本的人権を認め擁護する感覚であり、親切心とは私心を捨てて人のために尽くす心構えであり、奉仕の精神とは文字通り公共のために奉仕する精神のことである。そのうえで、政治共同体の真の目的を理解すると同時に、政治権力の正しい行使とその限界を認識する必要がある。

3－政治共同体の目的

公会議は「政治共同体の目的は共通善」であり、共通善とは「個人、家庭、団体がそれぞれの完成に、より完全に、より容易に到達できるような社会生活の諸条件の総体である」と述べる(現代世界憲章 74 参照)。人間らしく生きて幸せになるために必要な条件を満たすためには、個人や家庭や民間の諸団体の力には限界があるので、より大きな規模と力でその不足を補い補完するために国家という政治共同体があるという認識である。

国家がこの使命を十分に果たすためには政治権力が必要であると公会議は述べる。公権はもっぱら国民の共通善のためにあるのであり、共通善に奉仕する限りにおいて公権は正当であり、それ以外に公権の出番はない。公会議は政治の限界について述べる。

「市民の自由または信教の自由を妨害し、共通善のためではなく党派や統治者自身の利益のために権力を曲げて行使することは、排斥される」(同 73)。

4－政治共同体と教会

簡単に述べる。「教会の任務と権限から考えて、教会と政治共同体とは決して混同されるべきではなく、教会はどのような政治共同体にも拘束されてはならない。…政治共同体と教会はそれぞれの分野において互いに独立しており、自律性を持っている。しかし、両者は、名目こそ違え、同じに人びとの個人的、社会的召命に奉仕する」(同 76)。その意味で、政治共同体と教会はその使命において相互補完的な関係にある。

したがって、教会は、その宗教的使命を果たすことを通して国民に奉仕する。教会固有の活動自体が国民への貢献なのである。しかし信徒の場合は、在俗のキリスト者としての召命によって、教会としてではなく、個人または国民の名において直接政治に参加し、キリスト教的良心をもって自由に政治活動を行うことができるし、また行なわなければならない。

([カトリック時評 2012/5/25](#))

第2 バチカン公会議の平和メッセージ

人類に対する第2 バチカン公会議のメッセージの最後は「平和のメッセージ」である。神がキリストを通して明らかにした人類への愛と救いの福音は、すなわち「平和の福音」であり、これを宣べ伝えることが教会の本質的な使命だからである。

これまで数回にわたって第2 バチカン公会議の現代世界に対するメッセージを取り上げてきたが、その最後のメッセージは世界平和についてである。すなわち現代世界憲章第2部が「緊急課題」として取り上げた「結婚と家庭」、「文化」、「経済」、「政治」の後、最後に世界平和の問題を取り上げ、平和の基本は心の平和、すなわち、神が定めた「倫理的秩序」の回復以外にはありえないことを示したのである。

云うまでもなく公会議は戦争の回避と世界平和の実現に向けた人々の努力を否定することはなかった。20世紀前半に人類が味わった二度にわたる世界大戦の惨禍に鑑みて戦争を否定し、世界平和の実現に向けて人類はあらゆる手段に訴え、実にさまざまな努力を重ねてきたことを公会議は理解し、また高く評価もした。しかし、それらの人間的な努力だけで世界平和が確立は不可能であることも承知していたのである。

そればかりではない。公会議は、化学兵器の開発とテロなどの新しい複雑極まりない戦争形態の出現以来、戦争の危険は一層高まっているとも述べているのである。「戦争においてはあらゆる種類の科学兵器が用いられるので、戦争の激烈さは戦闘員を過去の時代をはるかに超える残虐さに導くおそれがある。現代の複雑な状況と複雑な国際関係は、陰險な新しいかく乱戦法によるゲリラ戦の長期化を許している。多くの場合、テロ行為があたかも戦

争の新形式のように考えられている」(現代世界憲章 79)。50 年前のこの公会議のことばは今もそのまま通用する。

さて、公会議は「平和の本質」について次のように述べる。「平和は単なる戦争の不在でもなければ、敵対する力の均衡を保持することだけでもなく、独裁的な支配から生じるものでもない。平和を正義のわざと定義することは正しい。平和とは、人間社会の創立者である神によって、社会の中に刻み込まれ、常により完全な正義を求めて人間が実現しなければならない秩序の実りである。事実、人類の共通善は、基本的には永遠の法則によって支配されるが、共通善が具体的に要求する事柄は、時の経過とともに絶えず変動する。平和は永久に獲得されたものではなく、絶えず建設すべきものである」(同 78)。

憲章はさらに続ける。「しかし、それだけで十分ではない。個人の善が安全に確保され、人々が精神と才能の富を信頼をもって互いに自発的に交流し合わなければ、地上に平和は獲得できない。他人と他国民および彼らの品位とを尊重する確固たる意志、また兄弟愛の努力と実践は、平和の建設のために絶対必要である。こうして平和は愛の実りでもある。愛は正義がもたらすものを越える」(同上)。

真の平和は、一人ひとりの超越的な人格の尊厳とその基本的人権を擁護し、互いの正義、互いの共通善を守るためには、自分の損得を超えて相手に尽くす愛がなければ実現することはできないというのである。そのような愛は、原罪に傷ついた人間の力を越えるものであり、その愛がキリストによってもたらされたことを知る公会議は言う。

「隣人に対する愛から生まれる地上の平和は、父なる神から来るキリストの平和の映像であり結果である。受肉した神の子は平和の君であり、自分の十字架によってすべての人を神と和解させ、一つの民、一つのからだの内にすべての人の一致を再建し、自分

の肉において憎しみを殺し、復活によって高く上げられ、愛の霊を人々の心に注いだ」(同上)。これが、はじめに述べた教会の人類への平和のメッセージである。つまり、真の平和は、ローマの平和 (Pax Romana) でもなければアメリカの平和 (Pax Americana) でもなく、実に「キリストの平和」 (Pax Christi) なのである。

だから霊的使命のために派遣された教会は、憲法 9 条ではなく「キリストの平和」を宣べ伝える。正義と秩序を基調とした国際平和を希求して戦争を放棄する 9 条は一見キリスト教的であるが、日米安保条約とセットになった 9 条は、世間の常識ではあっても、もはやキリスト教的とはいえないのではないか。沖縄をはじめ全国各地に米軍基地と兵員を擁し、アメリカの核の傘に守られ、アメリカの戦争に巨額の軍資金を提供し、自衛隊を派遣して後方支援を行う現実、稲垣良典氏の言う、戦争を前提とする「戦争の論理」であって、正義と愛に基づく相互信頼の「平和の論理」ではない (憲章解説参照)。教会が目指すのはあくまで「平和の論理」である。だから、「平和は、単に戦争の不在でもなければ、敵対する力の均衡を保持するだけでもない。平和は正義の業であり、愛の実りである」という公会議の言葉は、文字通り、重く受け止めなければならないと思う。

([カトリック時評 2012/6/10](#))

無神論に対するキリスト者の挑戦

「無神論は現代の最も重大な課題の一つに数えられる」（現代世界憲章 19）と第2バチカン公会議は言明した。この問題について、公会議教父の間では激しい議論が交わされたという。今回はその無神論とこれに立ち向かう教会の姿勢を見てみよう。

無神論の問題は現代世界憲章第一部第一章「人格の尊厳」の中で取り扱われている。無神論の問題が憲章第二部の現代の「緊急課題」の中ではなく、人格の尊厳の問題の中で扱われたということは、神と人間とが緊密な関係にあるからに他ならない。だからまず、公会議の問題提起を見てみよう。

「人間の尊厳の最も崇高な理由は、人間が神と交わるように召命を受けているということである。人間はすでにその存在の初めから、神との対話に招かれている。事実、人間が存在するのは愛によって神から造られ、愛によって神から常に支えられているからであって、神の愛を自由をもって認めて創造主に身を託するの でなければ、人間は真理に基づいて充実して生きていることには ならない。しかし、現代人の多くは神とのこのような生命的な深い結びつきを全く理解しないか、あるいは明らかに排除する。したがって無神論は現代の最も重大な課題の一つに数えられるべきである」（現代世界憲章 19）。

では無神論とは何か。公会議は、無神論は極めて多様な形をとることを指摘する。すなわち、通常見られるのは実践的な唯物論の形で、現世的な事柄だけを追求する。たとえば、無神論的ヒューマニズムは、人間は「自己目的で、歴史の唯一の製作者、創作者」（現代世界憲章 20）であるという誤った考え方を持っている。現代に見られるもう一つの無神論の形は、人間の解放を経済的・社会的開放に期待し、「宗教は死後の偽りの生命への希望を抱か

せることによって、人間を地上の国の建設からわき道にそらせるものなので、本質的に人間解放を妨げるものである」(同上)と考えている。

そこで公会議は、無神論は神の存在を認めなかったり拒否したりするものなので、敬神徳に反する罪である、と厳しく糾弾する(ローマ 1, 18 参照)。ただし、この罪の責任は、意向や状況などによってかなり軽くなることがあると言って、無神論者(人間)に対してはキリスト教的愛の姿勢を貫いた。そのうえ、無神論を助長した教会側の責任について反省することも忘れなかった。そして言う。「その中には、諸宗教に対する、そしてある地域においては特にキリスト教に対する批判的反動も含まれている。したがって、信仰者が無神論の発展に小さくない役割を演じていることもありうる。すなわち、信仰者が信仰についての教養を怠り、教理を間違って解説し、なお宗教的、道徳的、社会生活において欠けるところがあるとき、神と宗教の真の姿を示すよりは、かえって隠すのである」(憲章 19)。

他方、無神論の中には、しばしば、神に対するあらゆる依存を拒否させるほどの、人間の自律性に関する間違った考えに基づいたものも見受けられる。しかし、神を認めることは決して人間の尊厳に反するものではないと、次のように公会議は言う。「人間の尊厳は神自身の中に基礎を持ち、また、神において完成されるものだからである。すなわち、人間は創造主である神によって知性を持つ自由な社会的存在として造られたのであり、しかも神の子どもとして神との交わりと神の幸福にあずかるよう呼ばれているからである」(同 21)。

そこで、公会議は無神論への対策として次の二点を強調している。「無神論の対策としては、教会の教えを正しく述べることと、教会およびメンバーの生活を純粹にすることに求めるべきである」(同 21)。

最後に、人間の秘義は人となった神の子キリストの秘義の中に示されると、次のように言う。「実際、人間の秘義は肉とされたみ言葉の秘義においてでなければ明らかにはならない。事実、最初の人間アダムは未来の人間すなわち主キリストの予型であった。最後のアダムであるキリストは、父とその愛の秘義を啓示することによって、人間を人間自身に完全に示し、人間の高貴な召命を明らかにする」(同 22)。

多くの人が神を見失い、現世に執着して生きている現代無神論社会において、信仰者の務めは、キリストに対する信仰を正しく深めて、本物の、そして熱心な「キリストの証人」となることであらう。「あなた方は聖霊を受けて、地の果てまでわたしの証人となれ」(使徒行録 1, 9 参照)と主は弟子たちに言われたのである。そういう意味で、キリスト者の生活は無神論に対する一種の挑戦でもある。

([カトリック時評 2012/6/25](#))

不可知論とキリスト教

前回(6月25日)述べた「無神論に対するキリスト者の挑戦」は、同時に、不可知論への挑戦でもある。なぜなら、真のキリスト者は日々神を体験し、キリストを体験して、これを宣べ伝えているからである。

第2バチカン公会議に基づいて編纂された『カトリック教会のカテキズム』は、不可知論について次のように述べる。「不可知論には様々な形がある。ある場合には、不可知論者は神を否定しない代わりに、自らを啓示することができず、誰も知ることのできない超越的な存在を認めている。他の場合には、不可知論者は神の存在について語らず、神の存在は証明できないとして、肯定も否定もしない」(n. 2127)。「不可知論はまた、時として、神についてのある種の探究はするが、それは同時に、無関心主義、究極の存在の問題回避、そして、道德意識の遅鈍を表している。不可知論はあまりにもしばしば事実上無神論に相当する」(n. 2128)。

しかし、以上のような不可知論は人類の経験に反していると言わなければならない。なぜなら、人間は様々な形で神を体験してきたからである。自然の神秘の中に、良心の声や呵責の中で、そして哲学や諸宗教の教えのなかに。第2バチカン公会議は言う。「すでに古代から現代に至るまで、種々の民族のうちには、自然界の移り行きと人生の諸事件の中に現存する神秘的な力についてのある種の感知がみられ、時には最高の神、あるいは父なる神についての認識さえ見られる」(『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』2)。

人間の神体験はキリスト教において最高潮に達する。なぜなら、天地万物を創造した「超越的な神」が、人類の歴史の中に入って

こられて、人間との「人格的な交わり」を結ばれたからである。
第2 バチカン公会議は述べる。

「神は、幾度となく種々の方法で、預言者たちによって語ったが、最後に、このほど、御子によってわれわれに語った（ヘブライ 1, 1-2 参照）。実際、神は人間の間にとどまって神の秘義を人間に示すため御子、すなわち、すべての人を照らす永遠のみ言葉を遣わした（ヨハネ 1, 1-16 参照）。人となったみ言葉であり、「人間に遣わされた人間」であるイエス・キリストは、「神の言葉を語り」（ヨハネ 3, 34）、父からおのれに託された救いの業を遂行する（ヨハネ 5, 36、17, 4 参照）。したがって、かれを見る者は父を見ると言われる（ヨハネ 14, 9 参照）。そのキリストは、自分自身の全的現存と顕現とにより、言葉と業により、しるしと奇跡により、なかでもおのが死と死者の中からの栄えある復活により、最後に真理の霊の派遣によって、啓示を完全に成し遂げ、神がわれわれを罪と死の闇から救い、永遠の生命に復活させるため、われわれとともにいるということを神的なあかしをもって証明している」（啓示憲章 4）。

このことを『カトリック教会のカテキズム』は次のようにまとめている。「キリスト教信仰は「書物の宗教」ではない。キリスト教は神の「言葉」の宗教であって、すなわち、書かれた、物言わぬ言葉ではなく、人となって生きている言葉の宗教である」

（n. 108）。ここにいう「書物」とは聖書のことであり、「人となって生きている言葉」とは、受肉した神の子、人類救済のために死んで復活したイエス・キリストのことである。キリスト信者は復活して生きているイエス・キリストを信じ、このキリストとの「人格的な交わり」を生きている。聖パウロはあえて言う。「生きているのは、もはやわたしではなく、キリストこそわたしのうちに生きておられるのです」（ガラテヤ 2, 20）。

このように、キリストを信じて生きている者は、キリストを通して、聖霊の交わりのうちに神を身近に感じて生きている。生ける神とともに生きているキリスト者の信仰体験こそ、まさにこの世で許される最高の、そして正真正銘の「神体験」であって、このキリスト者の神体験は、すべての不可知論はもちろん、すべての無神論への決定的な反証であり、確かな神存在のあかしである。

([カトリック時評 2012/7/1](#))